

# 危 険 物 行 政 の 現 況

## ( 令 和 6 年 度 )

東 京 消 防 庁  
予 防 部 危 険 物 課

## 凡 例

- 1 本資料「危険物行政の現況」は、東京消防庁管轄区域（稲城市を除いた東京都全区域。以下同じ。）における危険物施設等及び危険物規制に関する事務処理状況等について、原則として、令和6年度の統計を分析しています。
- 2 本書に記載されている「令和6年中」とあるものは「令和6年1月から令和6年12月まで」、「令和6年度」とあるものは「令和6年4月から令和7年3月まで」を示しています。
- 3 本書に記載されている「製造所等」とは、「危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所」を示しています。
- 4 本書に記載されている「危険物施設等」とは、製造所等、少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所を示しています。
- 5 本書に記載されている危険物施設等の数は、各年度末における数値であり、設置許可を受けて建設中の施設を含みます。
- 6 本書に記載されている小数点以下の数値にあっては四捨五入しており、個々の数値の和が合計と合致しない場合があります。
- 7 本書に記載されている法令名は、次により略称を用いています。

法	消防法（昭和23年法律第186号）
危政令	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
危規則	危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
条例	火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）
危険物規程	東京消防庁危険物規程（令和3年東京消防庁訓令第25号）
危険物要綱	東京消防庁危険物規程事務処理要綱（令和3年予防部長依命通達）

# 目 次

## 第 1 危険物施設等の概要

1	危険物施設等の実態	1
2	製造所等の状況	2
	施設区別にみた製造所等	2
	製造所等の分布状況	6
	類別にみた製造所等	8
	許可倍数別にみた製造所等	11
3	少量危険物貯蔵取扱所の状況	12
4	指定可燃物貯蔵取扱所の状況	13

## 第 2 危険物規制に関する事務処理の状況

1	製造所等の計画から使用開始まで	14
2	危険物規制に関する各種申請	15
	設置許可	15
	変更許可及び仮使用	15
	完成検査前検査	16
	完成検査	16
	仮貯蔵及び仮取扱い	17
	予防規程	17
	保安検査	18
3	危険物規制に関する各種届出	19
	譲渡引渡届出	19
	品名、数量及び指定数量の倍数変更届出	19
	廃止届出	20
	危険物保安監督者選任・解任届出	20
4	少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出	21
5	条例に基づく試験及び証明	22
	タンク検査及び安全装置の機能検査	22
	危険物の確認試験	23
6	危険物の判定試験	23

<b>第 3 危険物取扱者試験の実施及び危険物取扱者等の育成等</b>	
1 危険物取扱者試験等の実施状況	24
危険物取扱者試験	24
免状の書換え・再交付	26
2 危険物取扱者保安講習の実施状況	26
3 危険物安全週間中に実施された各種行事等の実施状況	26
<b>第 4 社会情勢の変化に伴い増加している危険物施設</b>	
1 特別区内における地下タンク貯蔵所及び一般取扱所の施設数、施設密度及び全施設数に対する当該施設の割合について	28
2 特殊な地下タンク貯蔵所の設置事例について	29
<b>資 料</b>	30

# 第 1 危険物施設等の概要

東京消防庁管内において、製造所等の総数は年々減少しています。本項目では、危険物施設等に関する数字に着目し、年度毎の施設数の推移、区市町村ごとの施設数、区別の施設数、危険物の類別の許可数量、許可倍数別の施設数等について様々な視点から分析しています。

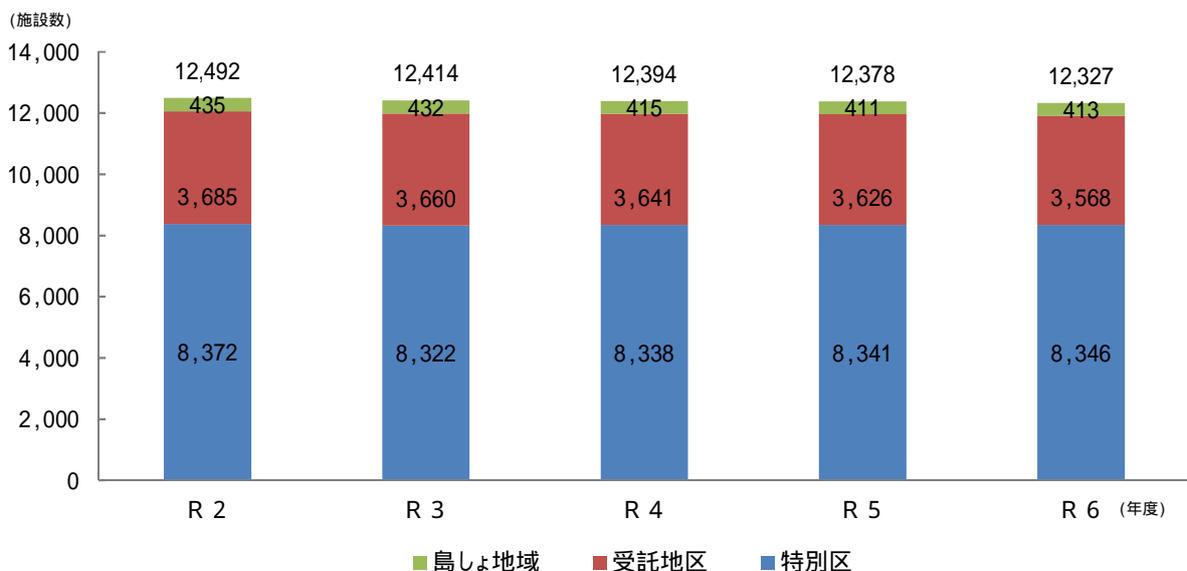
## 1 危険物施設等の実態

東京消防庁管内及び島しょ地域における令和 7 年 3 月末現在の製造所等の総数は 12,327 施設で、前年と比較すると 51 施設減少しています。(第 1 表、第 1 図参照)。

第 1 表 危険物施設等の状況(過去 5 年間)

年度	製造所等の施設数					少量危険物 貯蔵取扱所数			指定可燃物 貯蔵取扱所数		
	合計	東京消防庁管内			島しょ 地域	合計	特別 区	受託 地区	合計	特別 区	受託 地区
		小計	特別 区	受託 地区							
R 2	12,492	12,057	8,372	3,685	435	18,286	12,339	5,947	4,447	3,335	1,112
R 3	12,414	11,982	8,322	3,660	432	18,236	12,312	5,924	4,428	3,289	1,139
R 4	12,394	11,979	8,338	3,641	415	18,021	12,189	5,832	4,382	3,246	1,136
R 5	12,378	11,967	8,341	3,626	411	17,996	12,236	5,760	4,347	3,206	1,141
R 6	12,327	11,914	8,346	3,568	413	17,762	11,823	5,939	4,204	3,087	1,117
前年比	-51	-53	5	-58	2	-234	-413	179	-143	-119	-24

受託地区: 稲城市を除く多摩地区内の 25 市 3 町 1 村



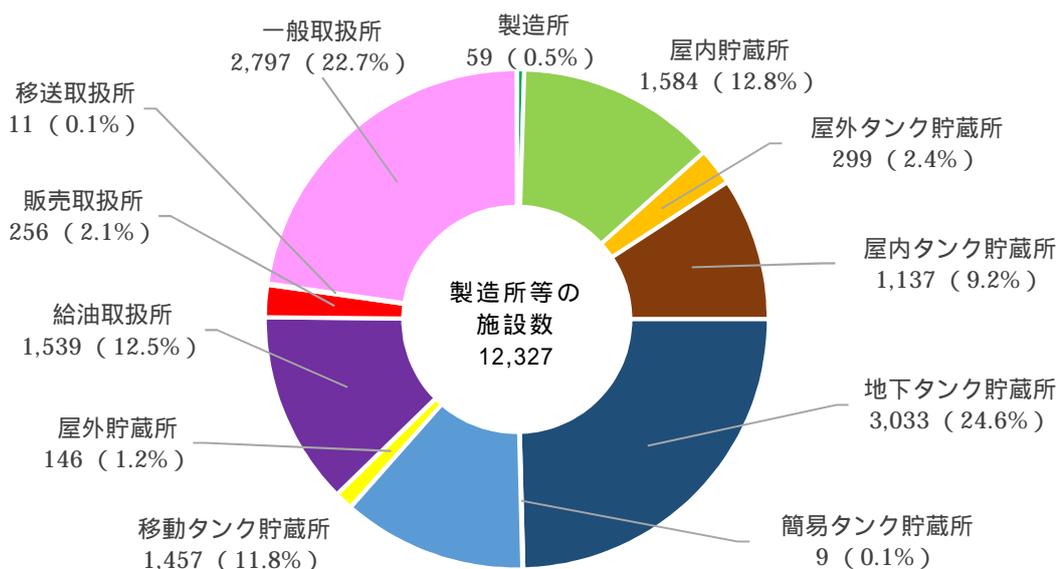
第 1 図 製造所等の施設数の推移(最近 5 年間)

## 2 製造所等の状況

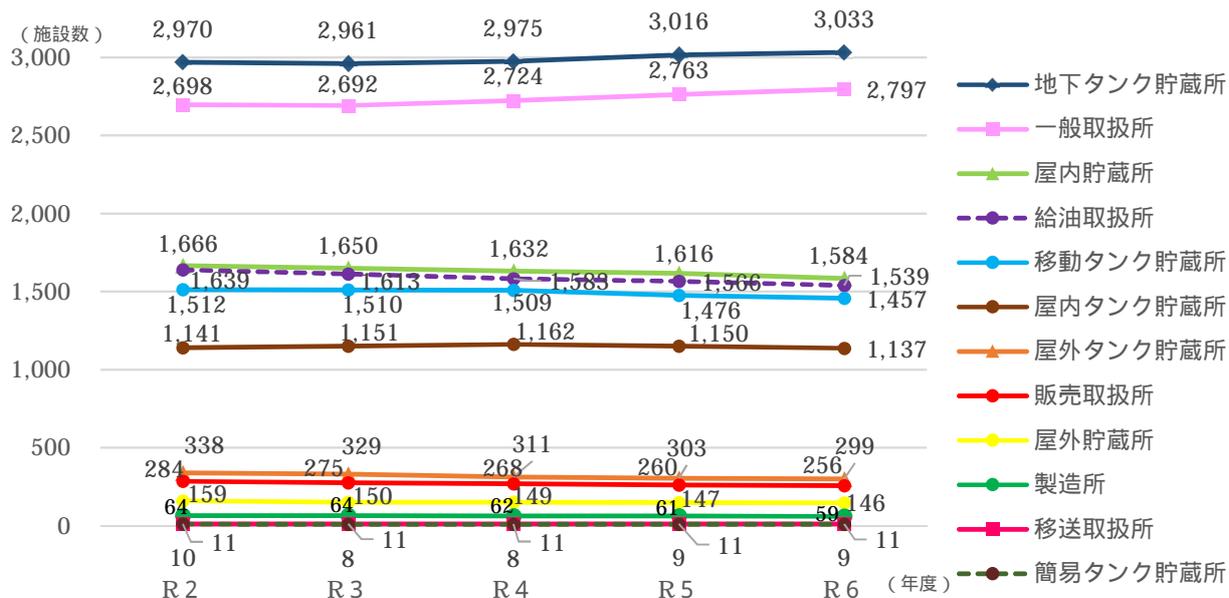
### (1) 施設区別にみた製造所等

製造所等は、施設形態ごとに区分されています。令和7年3月末現在の製造所等の施設数を施設区別にみると、地下タンク貯蔵所が3,033施設と最も多く、次いで一般取扱所の2,797施設、屋内貯蔵所の1,584施設の順となっています。（第2図、第3図参照）

地下タンク貯蔵所と一般取扱所を除いて全体的に製造所等の施設数は減少傾向にあります。



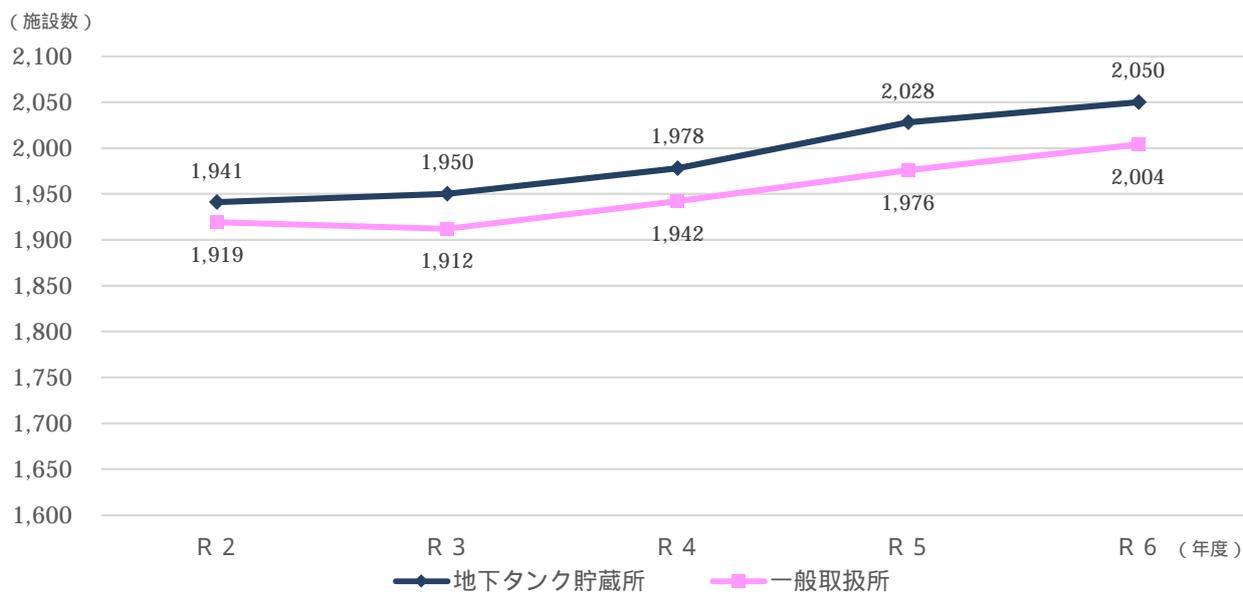
第2図 製造所等の施設区別構成（令和7年3月末現在）



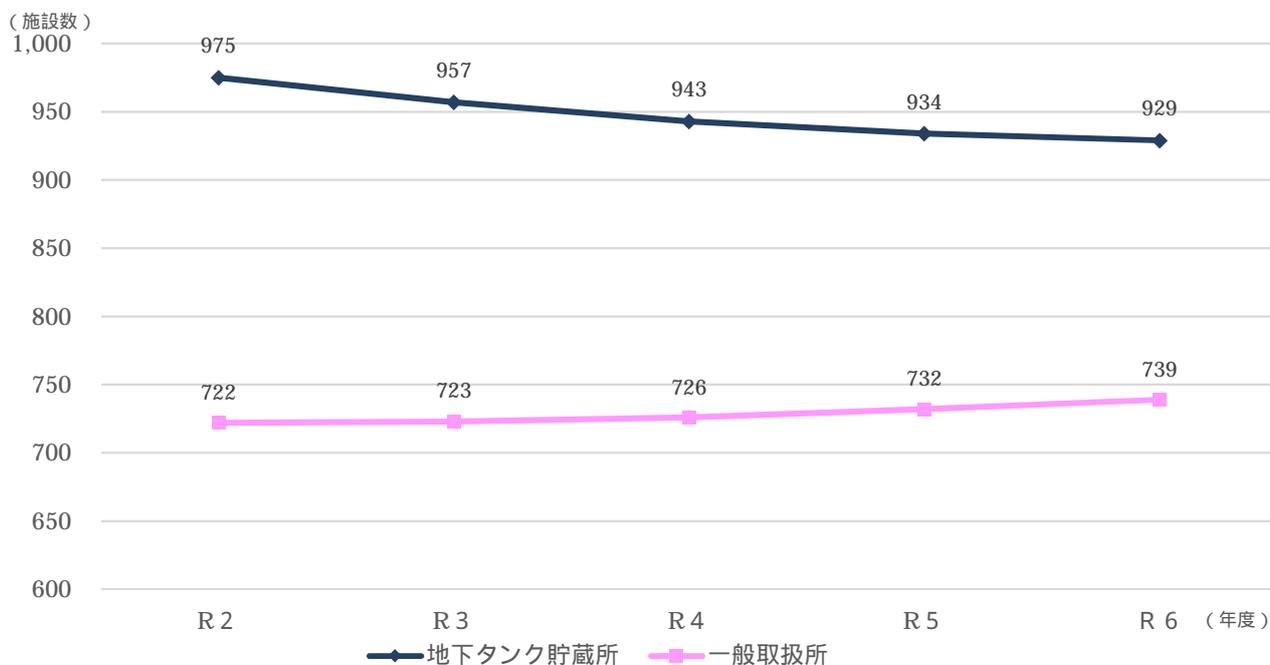
第3図 施設区別の製造所等の推移（最近5年間）

特別区と受託地区では地下タンク貯蔵所及び一般取扱所の増減傾向に違いが見られます。特別区では過去5年間で地下タンク貯蔵所は109施設増加し、一般取扱所は85施設増加しており、それぞれ増加傾向にあります。一方で、受託地区では地下タンク貯蔵所は46施設減少し、一般取扱所は概ね横ばいとなっています。(第4図、第5図参照)

なお、特別区と受託地区の比較であり、島しょ地域の施設数は含まれていません。



第4図 特別区における地下タンク貯蔵所及び一般取扱所の推移(過去5年間)

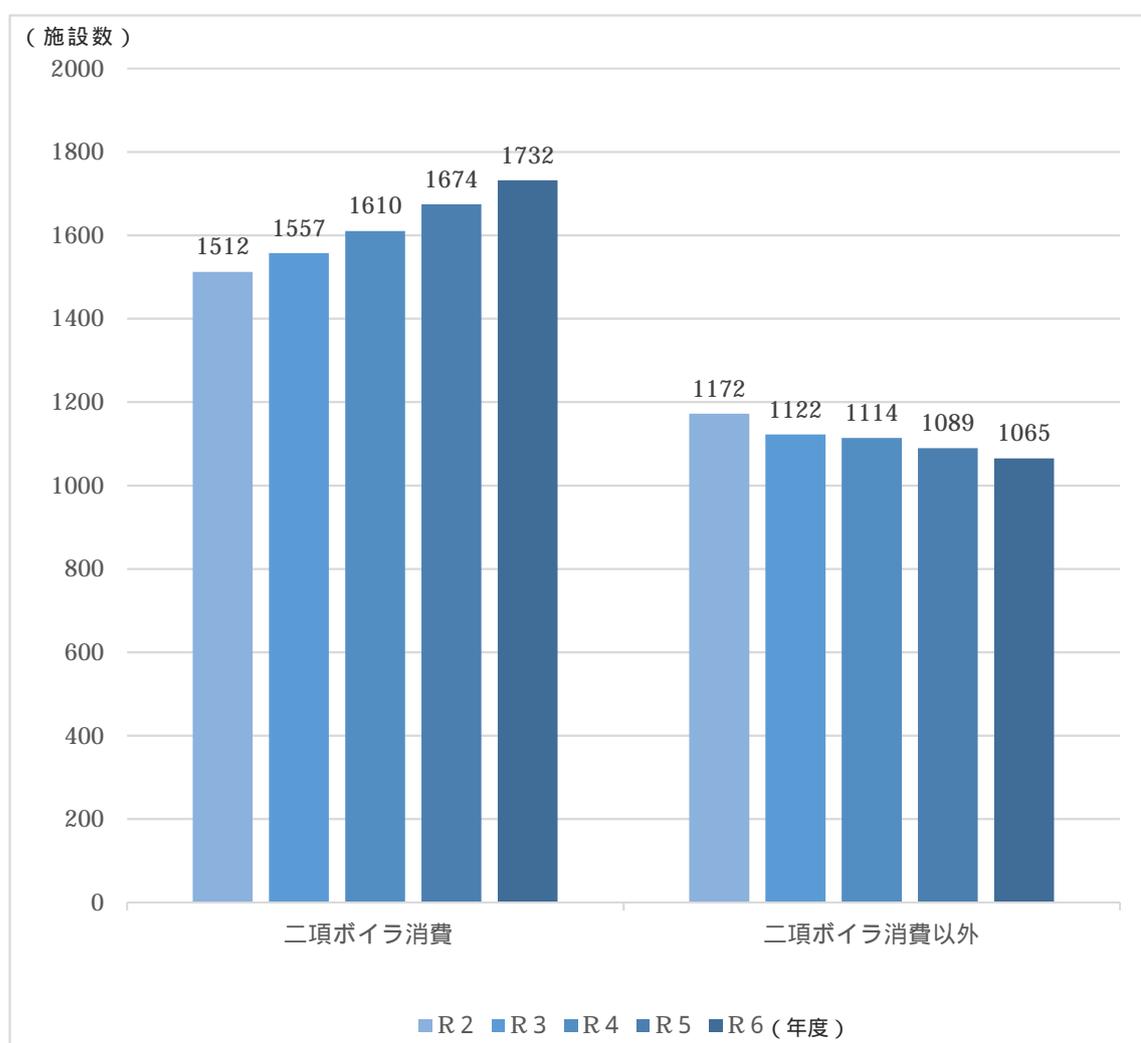


第5図 受託地区における地下タンク貯蔵所及び一般取扱所の推移(過去5年間)

一般取扱所に着目すると、施設形態により施設数の推移に違いが見られます。その中でも危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（危政令第19条第2項第3号）は、5年間で220施設増加しています。

この増加の要因の一つとして、大地震等の災害などの緊急事態においても重要な業務が継続できるよう、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を定め、停電時の電力確保のために、非常用発電機を導入する企業等が増えていることが考えられます。

一方で、危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所以外の一般取扱所は、年々その数が減少しており、5年間でみると107施設減少しています。（第6図参照）



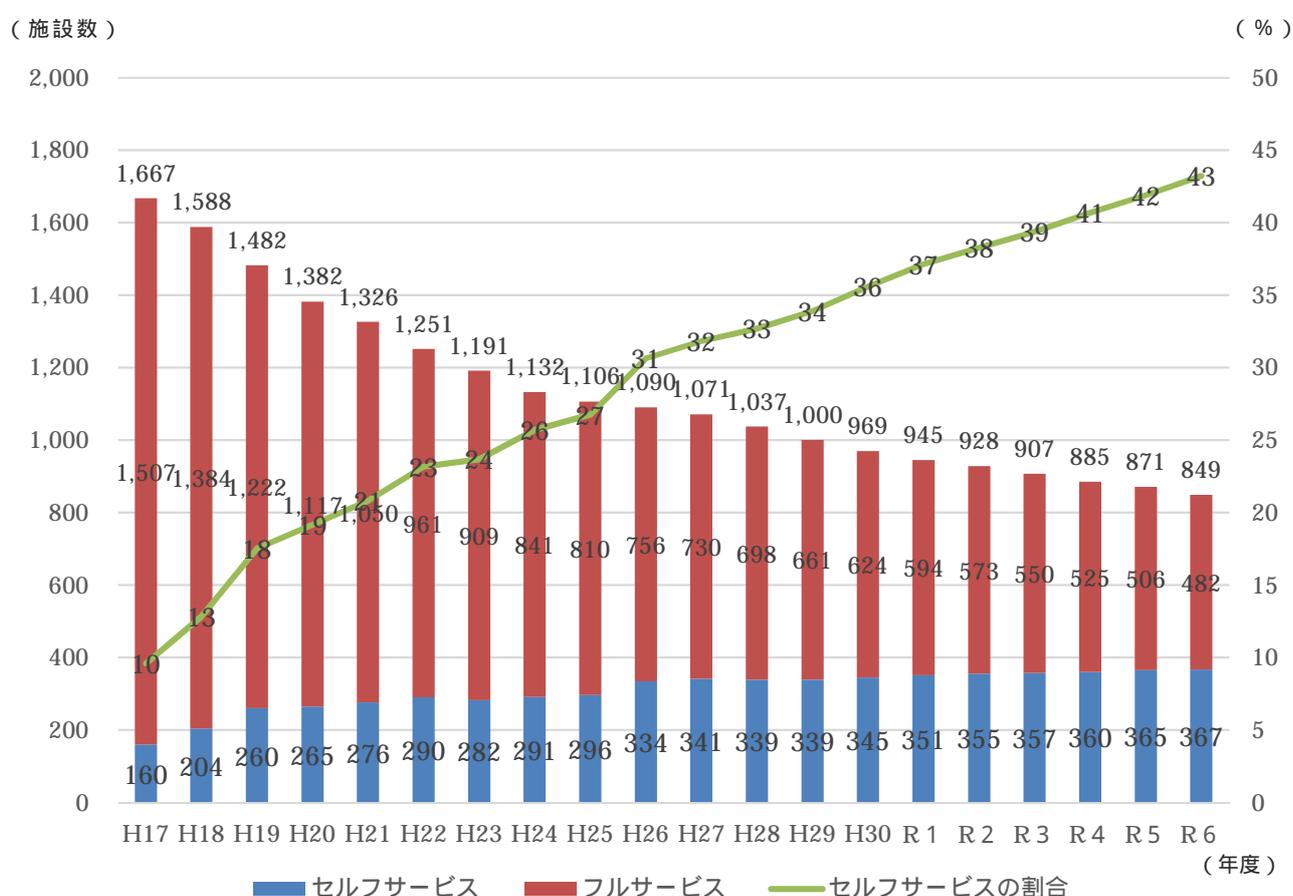
第6図 一般取扱所の施設数の推移（過去5年間）

自動車に給油する営業用給油取扱所について着目すると、施設数は減少傾向にあります。

従業員が給油を行うフルサービスの給油取扱所については、減少傾向が特に顕著で、過去10年間では274件減少（-36.2%）しています。

一方で、平成10年に危険物の規制に関する政令の一部が改正され、設置が認められるようになった顧客に自ら給油等をさせるセルフサービスの給油取扱所については、ほぼ毎年増加しており、過去10年間では33件増加（9.0%）しています。そのため、営業用給油取扱所において、セルフサービスの施設数の割合は増加傾向が続いています。

（第7図参照）



第7図 自動車に給油する営業用給油取扱所の施設数の推移

## 製造所等の分布状況

製造所等の施設数を区市町村別にみると、特別区では港区の840施設が最も多く、次いで江東区の811施設、千代田区の792施設の順となっています。地域面積を考慮した施設密度（施設数/km<sup>2</sup>）をみると、千代田区の67.9が最も高く、次いで中央区の50.4、港区の41.3の順となっています。

これら都心部の地域には屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、一般取扱所等の施設が多く分布しており、その多くが事業継続計画の取組などによるビルの自家発電設備及び燃料の貯蔵施設となっています。

また、受託地区では、八王子市の692施設が最も多く、次いで青梅市の229施設、府中市の227施設の順となっています。島しょ地域では、小笠原村の130施設、大島町の87施設、八丈町の59施設の順となっています。（第2表参照）

第2表 区市町村別の製造所等の施設数と施設密度（令和7年3月末現在）

特別区	施設数	密度	受託地区	施設数	密度	受託地区	施設数	密度
千代田区	791	67.8	八王子市	692	3.7	あきる野市	130	1.8
中央区	516	50.5	立川市	203	8.3	西東京市	72	4.6
港区	840	41.3	武蔵野市	48	4.4	瑞穂町	158	9.4
新宿区	370	20.3	三鷹市	144	8.8	日の出町	46	1.6
文京区	198	17.5	青梅市	229	2.2	檜原村	14	0.1
台東区	138	13.6	府中市	227	7.7	奥多摩町	40	0.2
墨田区	271	19.7	昭島市	148	8.5			
江東区	811	18.9	調布市	128	5.9	島しょ地域	施設数	密度
品川区	579	25.3	町田市	218	3.0	大島町	87	1.0
目黒区	122	8.3	小金井市	43	3.8	利島村	12	3.0
大田区	702	11.3	小平市	150	7.3	新島村	38	1.4
世田谷区	258	4.4	日野市	121	4.4	神津島村	29	1.6
渋谷区	299	19.8	東村山市	85	5.0	三宅村	43	0.8
中野区	91	5.8	国分寺市	35	3.1	御蔵島村	9	0.4
杉並区	102	3.0	国立市	47	5.8	八丈町	59	0.8
豊島区	112	8.6	福生市	63	6.2	青ヶ島村	6	1.0
北区	235	11.4	狛江市	18	2.8	小笠原村	130	1.2
荒川区	167	16.4	東大和市	39	2.9			
板橋区	344	10.7	清瀬市	38	3.7			
練馬区	187	3.9	東久留米市	95	7.4			
足立区	506	9.5	武蔵村山市	81	5.3			
葛飾区	267	7.7	多摩市	140	6.7			
江戸川区	440	8.8	羽村市	116	11.7			
						合計	12,327	5.6

密度の単位：施設数 / km<sup>2</sup>

製造所等の施設数を所管する消防署別にみると、八王子消防署の692施設が最も多く、次いで深川消防署の524施設、芝消防署の437施設の順となっています。（第3表参照）

第3表 消防署別の製造所等の施設数（令和7年3月末現在）

署	施設数	署	施設数	署	施設数	署	施設数
丸の内	387	渋谷	299	浅草	40	調布	128
麹町	253	四谷	49	日本堤	42	小金井	43
神田	151	牛込	102	荒川	91	小平	150
京橋	214	新宿	219	尾久	76	東村山	85
日本橋	219	中野	57	千住	100	国分寺	35
臨港	83	野方	34	足立	191	狛江	18
芝	437	杉並	59	西新井	215	北多摩西部	120
麻布	98	荻窪	43	本所	94	清瀬	38
赤坂	145	小石川	93	向島	177	東久留米	95
高輪	160	本郷	105	深川	524	西東京	72
品川	220	豊島	85	城東	287	八王子	692
大井	309	池袋	27	本田	199	青梅	229
荏原	50	王子	61	金町	68	町田	218
大森	265	赤羽	90	江戸川	154	日野	121
田園調布	55	滝野川	84	葛西	197	福生	337
蒲田	337	板橋	82	小岩	89	多摩	140
矢口	45	志村	262	立川	250	秋川	190
目黒	122	練馬	52	武蔵野	48	奥多摩	40
世田谷	97	光が丘	70	三鷹	144	島しょ地域	413
玉川	74	石神井	65	府中	227	合計	12,327
成城	87	上野	56	昭島	148		

行政の管轄区域と消防署が管轄する地域が同じではないことがあるため、巻末の資料と一部数値が合わないことがある。

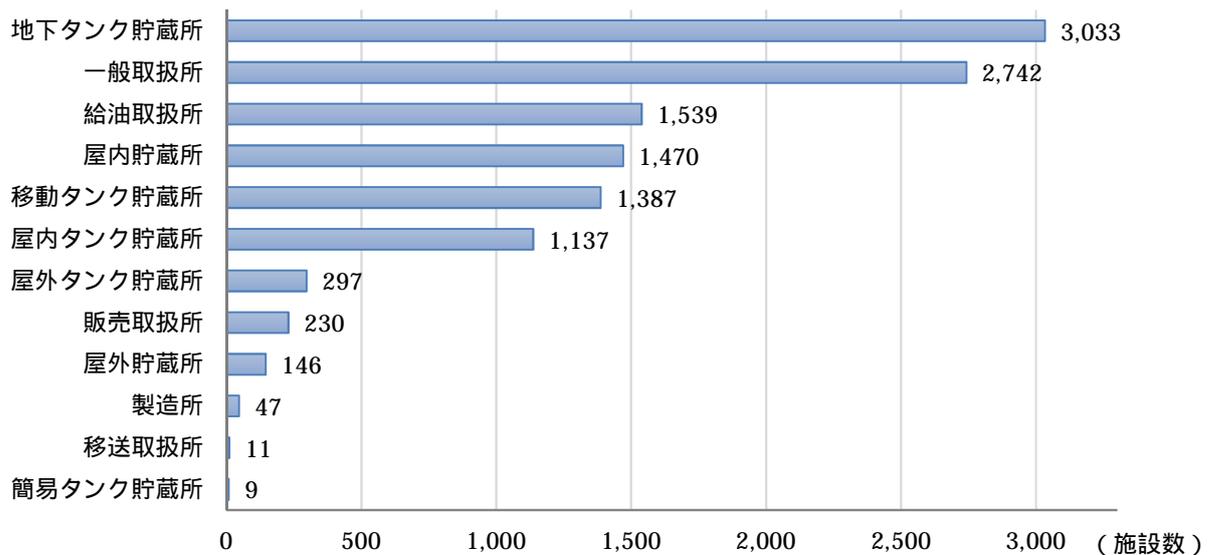
### 類別にみた製造所等

製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物を類別にみると、第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設が12,048施設で最も多く、全体の97.7%を占めています。(第4表参照)

第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う製造所等としては、地下タンク貯蔵所の3,033施設(25.1%)が最も多く、次いで一般取扱所が2,742施設(22.7%)、給油取扱所が1,539施設(12.7%)の順となっています。(第8図参照)

第4表 類別の製造所等の施設数(令和7年3月末現在)

類別		合計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	混在
製造所		59	-	-	-	47	1	-	11
貯蔵所	屋内貯蔵所	1,584	10	8	-	1,470	2	-	94
	屋外タンク貯蔵所	299	-	-	-	297	1	1	-
	屋内タンク貯蔵所	1,137	-	-	-	1,137	-	-	-
	地下タンク貯蔵所	3,033	-	-	-	3,033	-	-	-
	簡易タンク貯蔵所	9	-	-	-	9	-	-	-
	移動タンク貯蔵所	1,457	-	4	2	1,387	-	1	63
	屋外貯蔵所	146	-	-	-	146	-	-	-
取扱所	給油取扱所	1,539	-	-	-	1,539	-	-	-
	販売取扱所	256	2	-	-	230	-	-	24
	移送取扱所	11	-	-	-	11	-	-	-
	一般取扱所	2,797	2	-	-	2,742	1	1	51
合計		12,327	14	12	2	12,048	5	3	243



第8図 第4類の危険物のみを貯蔵・取り扱う製造所等の施設数(令和7年3月末現在)

製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物の許可数量を類別に見ると、第4類の危険物が631,875.8kLで、第2類が864.8千kg、第3類が183.7千kgとなっています。(第5表参照)

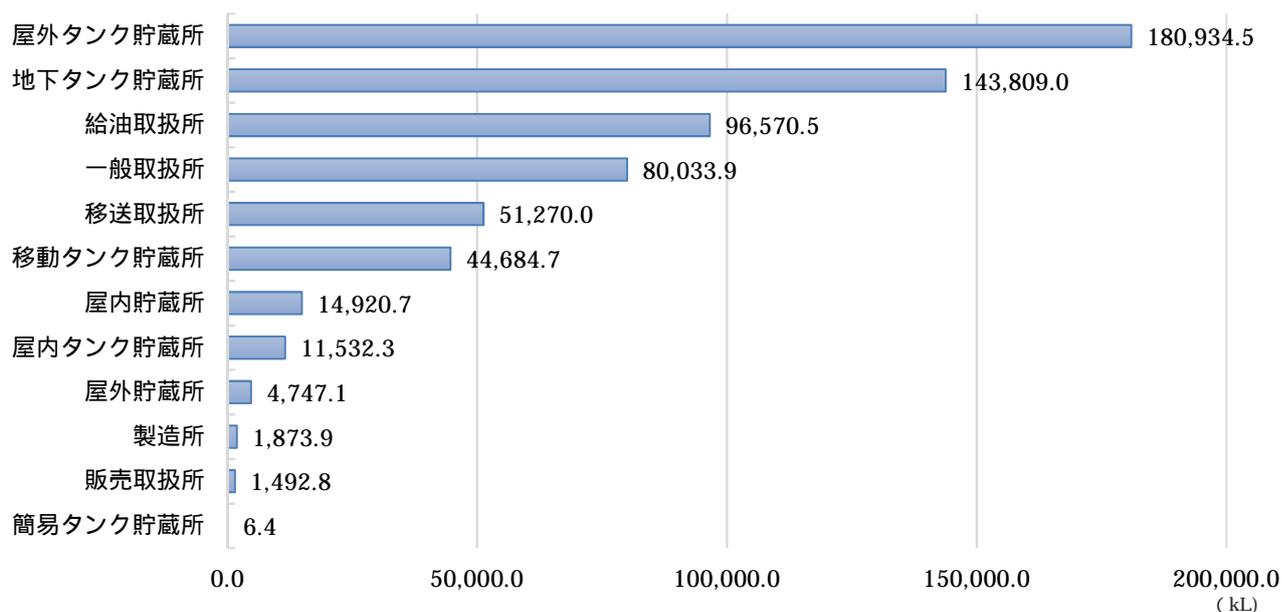
第5表 類別の許可数量(令和7年3月末現在)

施設別	類別	合計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
製造所		1,887.4	0.3	2.0	0.0	1,873.9	11.2	
貯蔵所	屋内貯蔵所	15,097.5	71.8	89.6	0.4	14,920.7	11.5	3.5
	屋外タンク貯蔵所	180,972.7				180,934.5	20.3	17.9
	屋内タンク貯蔵所	11,532.3				11,532.3		
	地下タンク貯蔵所	143,809.0				143,809.0		
	簡易タンク貯蔵所	6.4				6.4		
	移動タンク貯蔵所	45,420.9		416.8	12.9	44,684.7	11.6	295.0
	屋外貯蔵所	4,747.1				4,747.1		
取扱所	給油取扱所	96,570.5				96,570.5		
	販売取扱所	1,521.3	16.7	10.0	0.5	1,492.8	0.0	1.3
	移送取扱所	51,270.0				51,270.0		
	一般取扱所	80,596.6	32.0	346.4	169.9	80,033.9	10.6	3.8
合計			120.9	864.8	183.7	631,875.8	65.2	321.4

1 単位は、第4類はkL、その他は千kg

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が内訳の和と一致しない場合がある。

施設区別にみた第4類の危険物の許可数量は、屋外タンク貯蔵所が180,934.5kL(28.6%)で最も多く、次いで地下タンク貯蔵所が143,809.0kL(22.8%)、給油取扱所が96,570.5kL(15.3%)の順となっています。(第9図参照)



第9図 施設区別にみた第4類の危険物の許可数量(令和7年3月末現在)

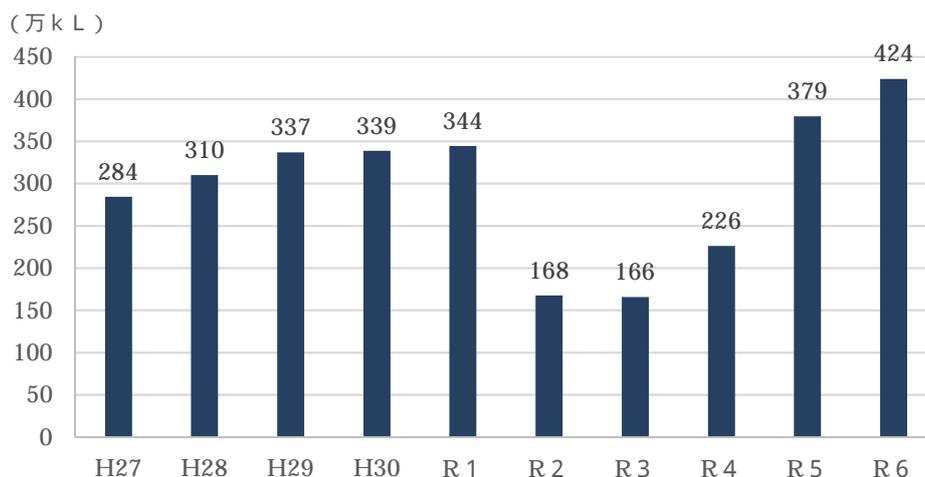
危険物のうち、その大部分を占めるのは石油製品です。都内における石油製品の販売量は令和2年度に落ち込んだものの、令和4年度にかけて増加し、令和5年度以降は減少しています。（第6表参照）

第6表 都内における石油製品の販売量（過去5年間）

区分 年度	合計	ガソリン	灯油	軽油	重油	潤滑油	ナフサ	ジェット燃料油
R2	1,149	386	84	248	186	7	169	69
R3	1,196	420	78	261	193	9	146	89
R4	1,234	426	69	261	203	9	147	119
R5	1,226	424	62	267	192	8	137	134
R6	1,207	413	55	260	198	6	111	141

- 資料：石油連盟「都道府県別石油製品販売総括《確報》2023年04月～2024年03月」
- 単位：万kL
- 小数点以下を四捨五入しているため、合計値が内訳の和と一致しない場合がある。

航空燃料等の危険物の貯蔵取扱いの増加に伴い、平成30年8月に東京国際空港（羽田空港）地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定されました。この指定を受け、新たな消防車両や防災資機材等を整備し消防力を増強するとともに、事業所との連携強化を図り、実践的な防災訓練等を推進しています。都内の主要空港である東京国際空港（羽田空港）における航空燃料供給量は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年に急激に減少しましたが、令和6年は過去10年間で最高となりました。（第10図参照）



第10図 東京国際空港（羽田空港）の航空燃料供給量

（年）

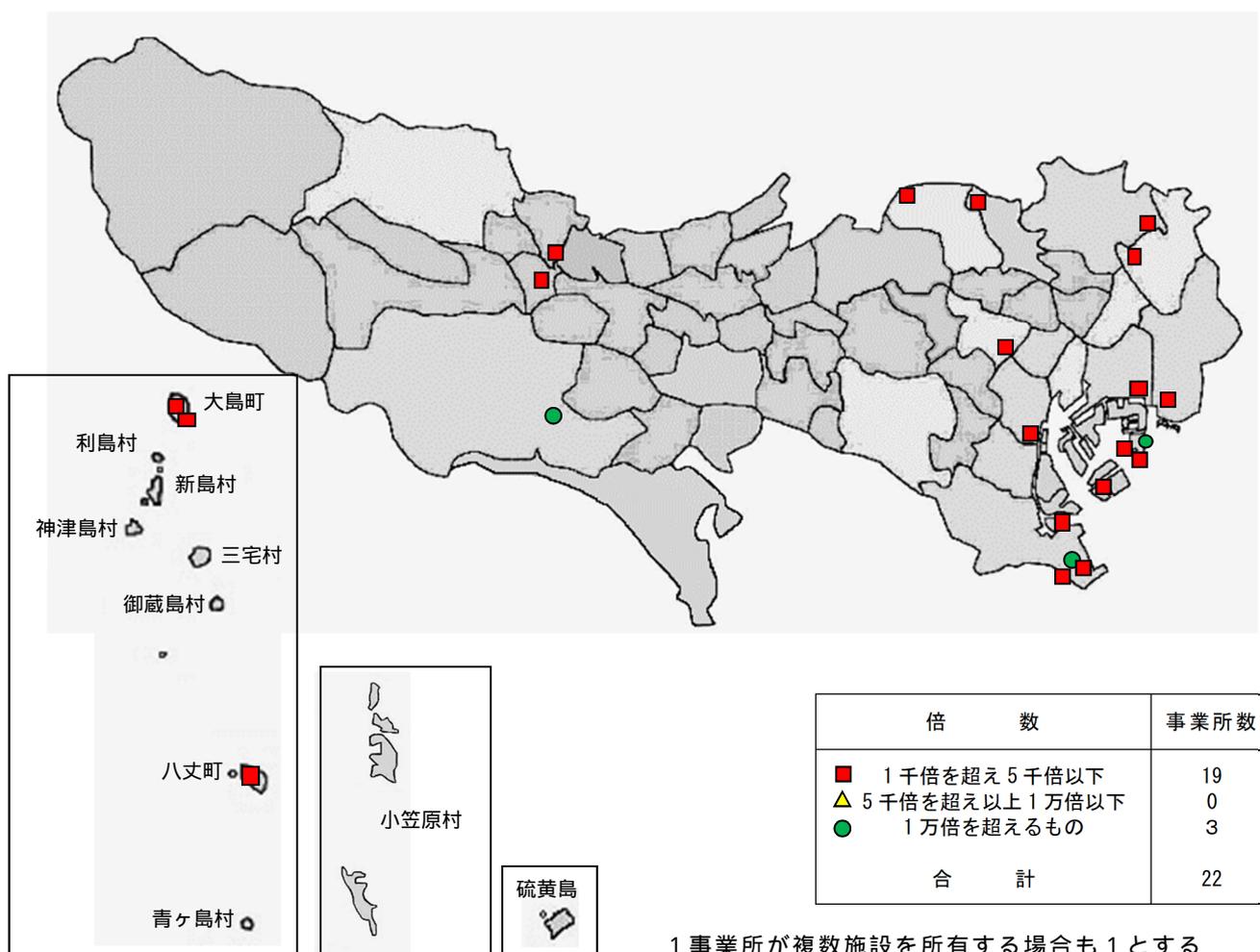
- 資料：国土交通省「令和6年空港管理状況調査 1月～12月」
- 単位：万kL
- 千kL以下を切り捨てて表記している。

### 許可倍数別にみた製造所等

令和7年3月末現在の製造所等の施設数を許可倍数別にみると、10倍以下の施設は7,217施設で、全体の約6割を占めています。(第7表参照)また、許可倍数が1,000倍を超える施設を1つ以上有する事業所は22事業所となっています。(第11図参照)

第7表 許可倍数別の製造所等の施設数(令和7年3月末現在)

許可倍数 \ 年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
5倍以下	4,762	4,721	4,672	4,648	4,611	4,546
5倍を超え10倍以下	2,682	2,675	2,652	2,660	2,670	2,671
10倍を超え50倍以下	2,913	2,934	2,947	2,956	2,974	2,996
50倍を超え100倍以下	783	796	797	808	814	819
100倍を超え150倍以下	334	334	335	316	315	298
150倍を超え200倍以下	238	230	220	216	214	207
200倍を超え1,000倍以下	740	738	729	726	718	729
1,000倍を超え5,000倍以下	41	41	39	42	40	40
5,000倍を超え10,000倍以下	17	17	17	16	16	15
10,000倍を超えるもの	6	6	6	6	6	6
<b>合 計</b>	<b>12,516</b>	<b>12,492</b>	<b>12,414</b>	<b>12,394</b>	<b>12,378</b>	<b>12,327</b>



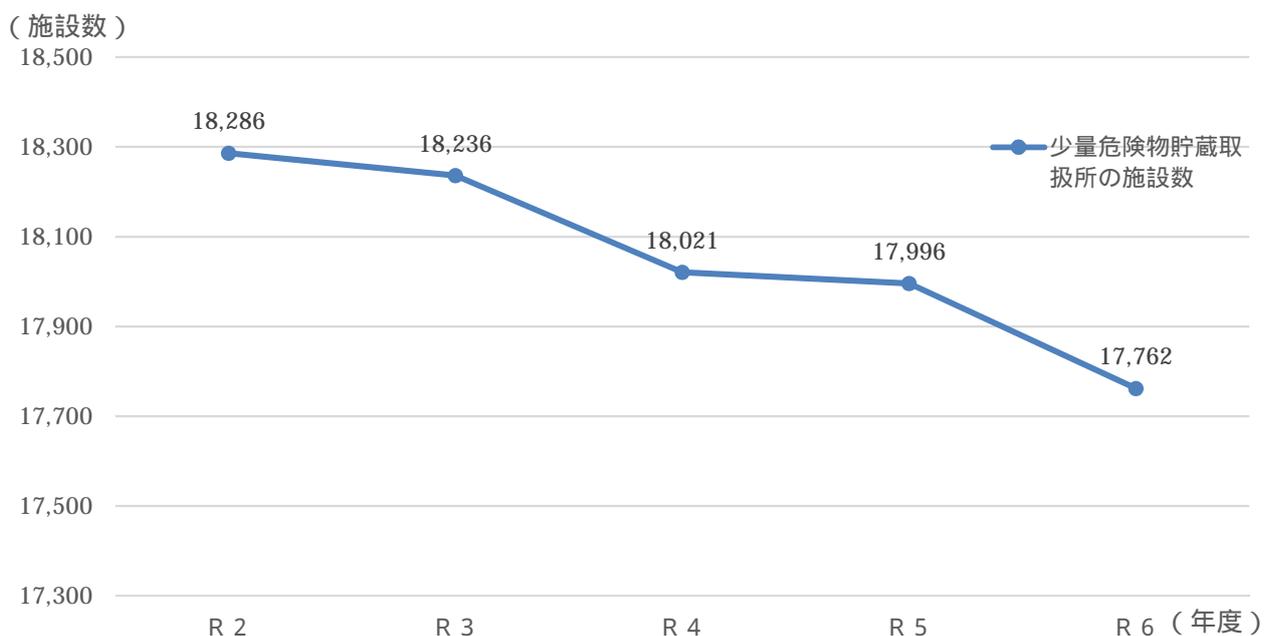
第11図 許可倍数が1,000倍を超える製造所等を1つ以上有する事業所(令和7年3月末現在)

### 3 少量危険物貯蔵取扱所の状況

令和7年3月末現在の少量危険物貯蔵取扱所数は17,762施設で、前年と比較すると234施設減少しています。設置形態では、屋内貯蔵が5,241施設と最も多く、次いで発電設備3,164施設、屋内タンクの2,879施設の順となっています。（第12図参照、第8表参照）

また、平成30年9月11日に、原則30日以内の期間に限り貯蔵又は取扱いを行う一時貯蔵等を行う少量危険物貯蔵取扱所の運用が開始され、令和5年4月1日に工事現場等に設置する可搬形発電設備による一時貯蔵等及び工事現場でローリーから重機に直接給油する一時貯蔵等の運用が開始され、令和6年度は616件の届出がありました。（第13図参照）

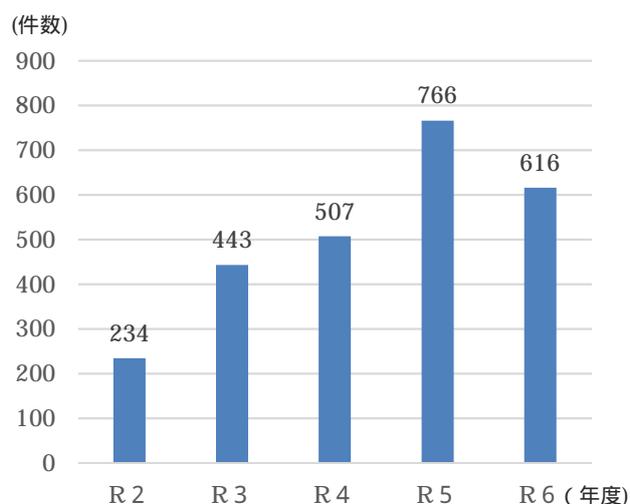
なお、この施設件数に島しょ地域の件数は含まれていません。



第12図 少量危険物貯蔵取扱所の施設数の推移 (過去5年間)

第8表 少量危険物貯蔵取扱所の施設数 (令和7年3月末現在)

施設形態	施設数
屋内貯蔵	5,241
屋外貯蔵	253
屋内タンク	2,879
屋外タンク	1,909
地下タンク	737
移動タンク	689
発電設備	3,164
その他	2,890
合計	17,762



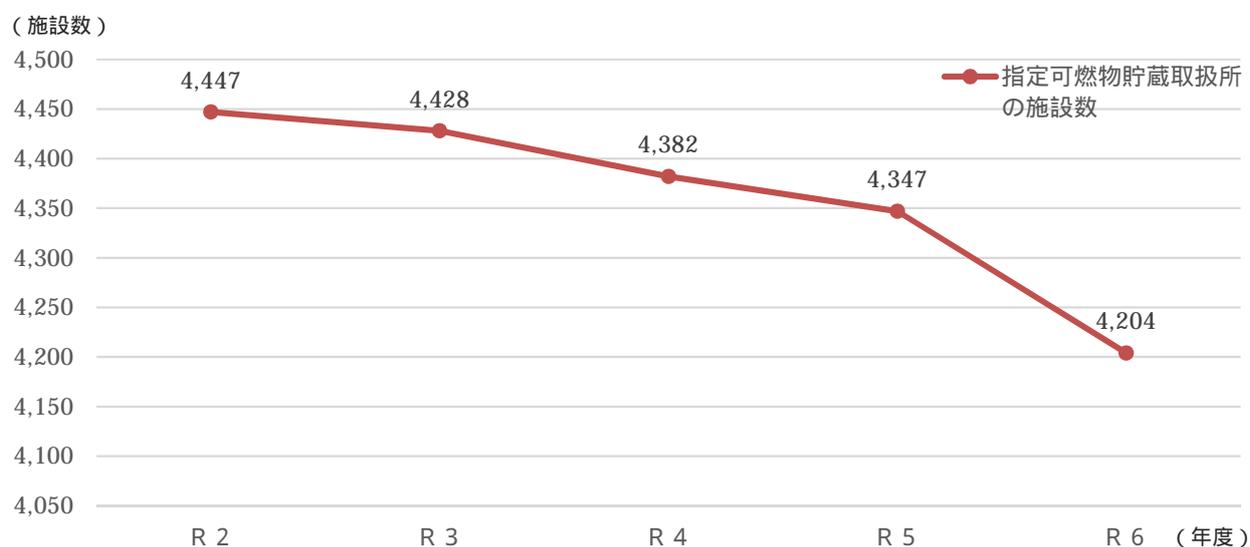
第13図 一時貯蔵等を行う少量危険物貯蔵取扱所の届出数 (過去5年間)

#### 4 指定可燃物貯蔵取扱所の状況

指定可燃物貯蔵取扱所数は 4,204 施設で、前年と比較すると 143 施設減少しており、過去 5 年間の施設数の推移は減少傾向にあります。(第 14 図参照)

また、その貯蔵取扱品名ごとの内訳は第 9 表のとおりです。

なお、この施設件数に島しょ地域の件数は含まれていません。



第 14 図 指定可燃物貯蔵取扱所の施設数の推移 (過去 5 年間)

第 9 表 指定可燃物貯蔵取扱所の施設数 (令和 7 年 3 月末現在)

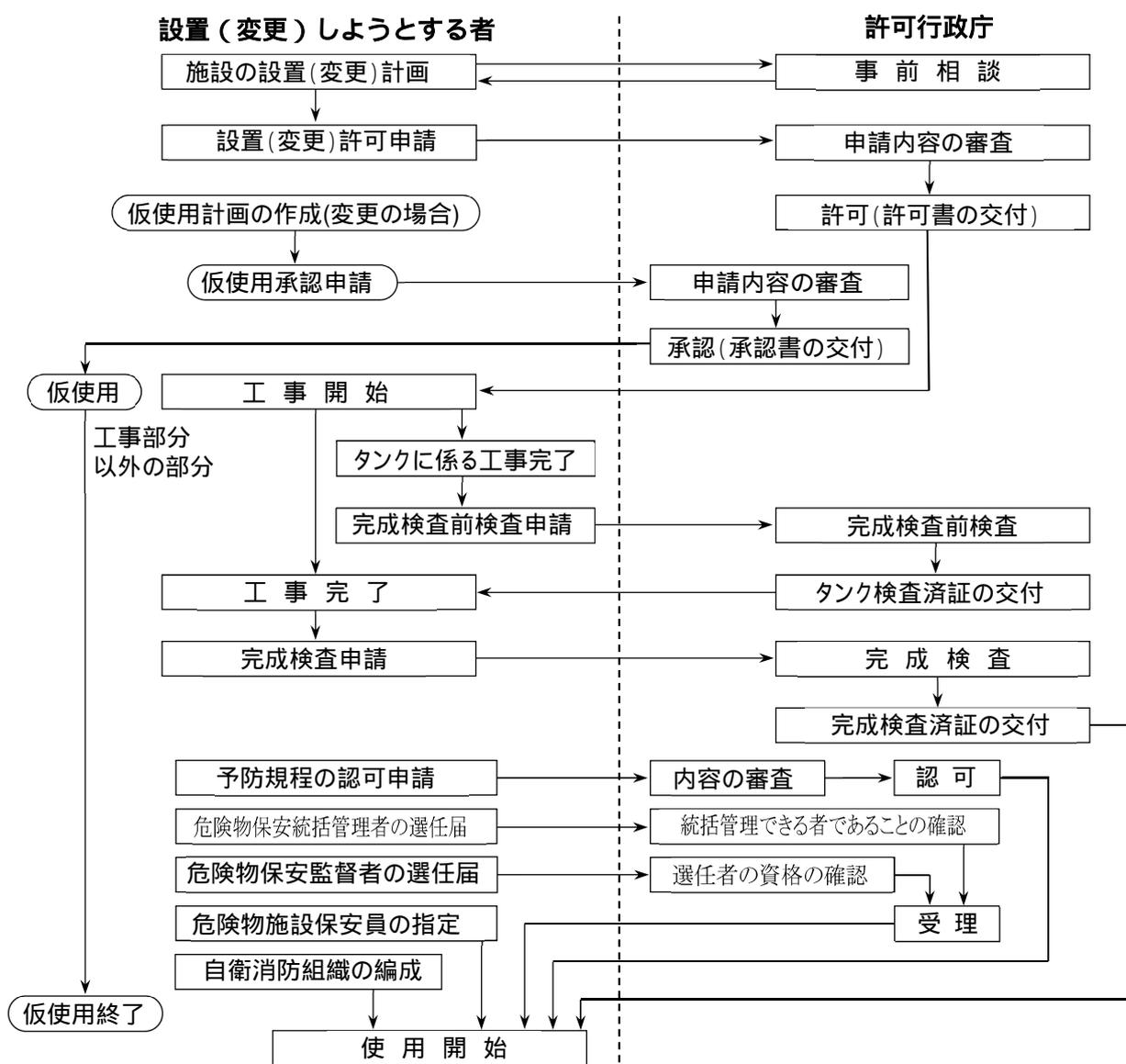
貯蔵取扱品名		施設数
綿 花 類		56
木毛・かんなくず		5
ぼろ・紙くず		273
糸 類		28
わ ら 類		32
再生資源燃料		31
可燃性固体類		229
石炭・木炭類		62
可燃性液体類		341
木材加工品・木くず		1,282
合成樹脂類	発泡したもの	105
	その他のもの	1,057
紙 類		1,103
穀 物 類		79
布 類		103
合 計		4,204

## 第 2 危険物規制に関する事務処理の状況

### 1 製造所等の計画から使用開始まで

製造所等を新たに設置し、又は既存の製造所等の位置、構造、設備を変更する場合は、市町村長等の許可を受けなければなりません。この許可は、設置(変更)しようとする者の申請に基づいて行政庁がその位置、構造及び設備について審査し、法令に定める技術上の基準に適合している場合に与えられます。

また、この許可を受けた者は、工事完了後に行政庁が行う完成検査を受け、法令に定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ施設を使用することができません。このほか、液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、完成検査を受ける前に完成検査前検査を受けなければなりません。(第 15 図参照)



第 15 図 計画から使用開始まで

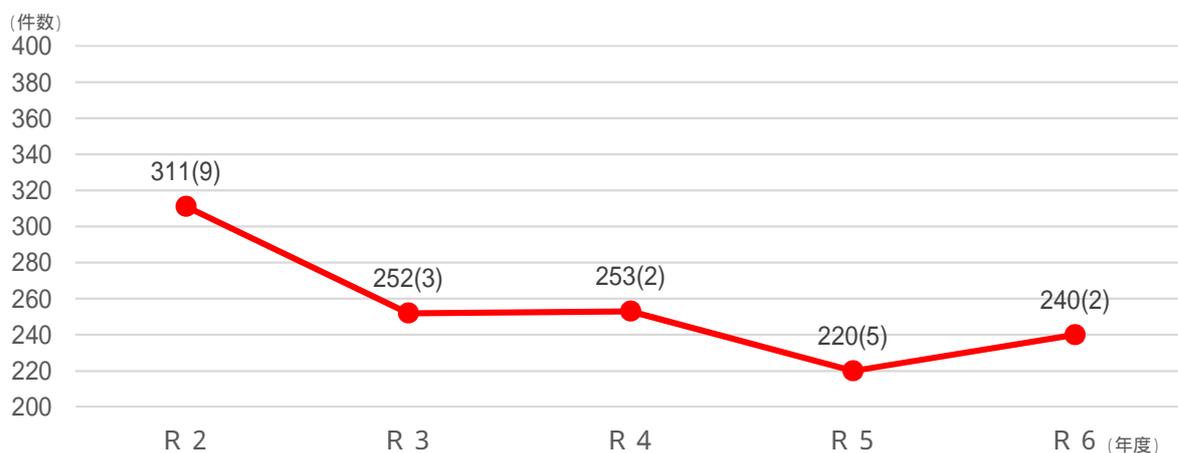
## 2 危険物規制に関する各種申請

### (1) 設置許可

製造所等を設置し、又は変更しようとする者は、施設ごとに許可を受けなければなりません。

(法第 11 条第 1 項)

東京消防庁管轄区域における設置許可申請件数の推移は第 16 図のとおりです。令和 6 年度の設置許可申請は 240 件で前年度より 20 件増加しています。



( )内は島しょ地域の件数を内数で示しています。

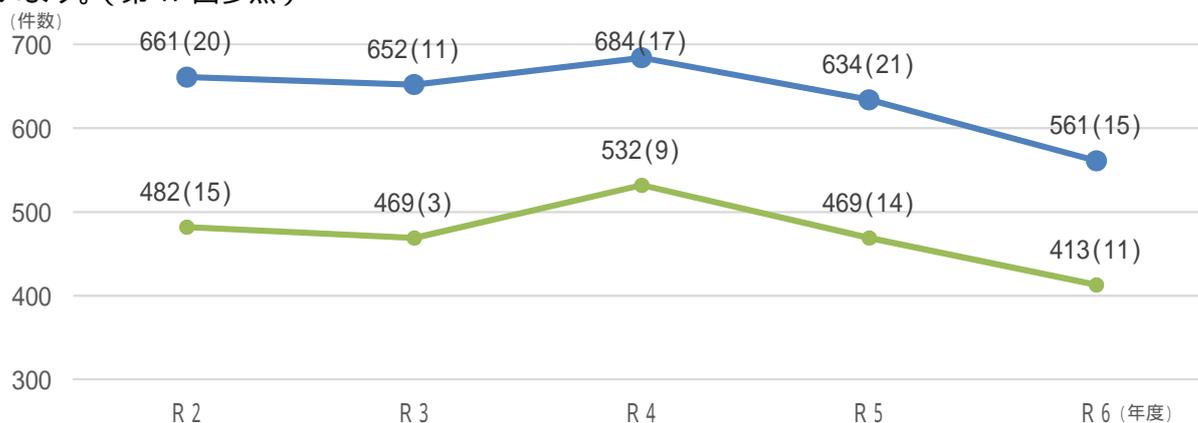
● 設置許可

第 16 図 製造所等の設置許可申請件数の推移 (過去 5 年間)

### (2) 変更許可及び仮使用

製造所等の変更許可を受けた者は、完成検査済証の交付後でなければ施設を使用することができません。ただし、市町村長等の承認を受ければ、変更工事に係る部分以外の部分について、完成検査前であっても仮に使用することができます。(法第 11 条第 5 項)

変更許可申請件数及び仮使用承認申請件数は減少傾向となっており、令和 6 年度は変更許可申請件数が 561 件で前年度より 73 件減少、仮使用承認申請件数が 413 件で前年度より 56 件減少しています。(第 17 図参照)



( )内は島しょ地域の件数を内数で示しています。

● 変更許可 ● 仮使用

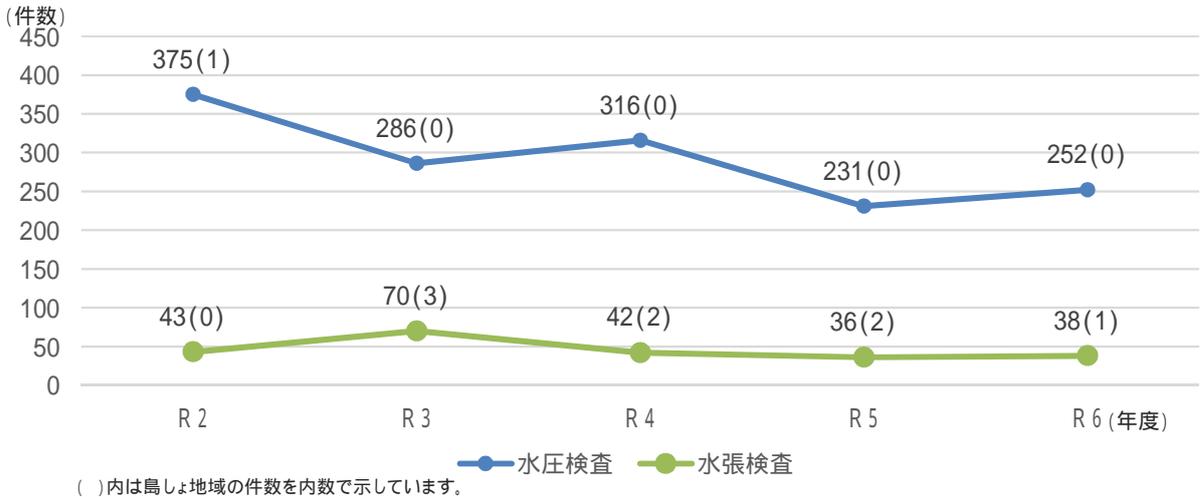
第 17 図 変更許可申請件数及び仮使用承認申請件数の推移 (過去 5 年間)

### 完成検査前検査

液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、完成検査を受ける前に完成検査前検査を受けなければなりません。(法第11条の2第1項)

完成検査前検査には、主に基礎・地盤検査、溶接部検査、水張検査及び水圧検査があります。検査の結果、基準に適合している場合、基礎・地盤検査及び溶接部検査には適合している旨の通知書が、水張検査及び水圧検査にはタンク検査済証が交付されます。

令和6年度の水張検査の完成検査前検査申請件数は38件で前年度より2件増加し、水圧検査の完成検査前検査申請件数は252件で前年度より21件増加しています。(第18図参照)



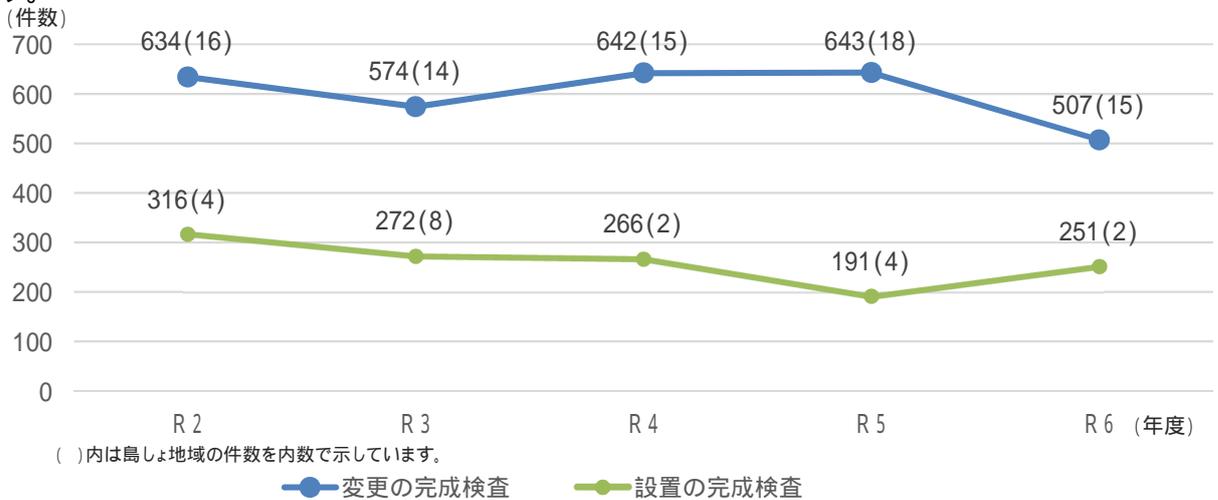
第18図 完成検査前検査申請件数の推移(過去5年間)

### 完成検査

製造所等の設置又は変更の工事が完了し使用する前に、完成検査を受けなければなりません。(法第11条第5項)

検査の結果、基準に適合している場合は、完成検査済証が交付されます。

完成検査申請件数の推移は第19図のとおりで、令和6年度は設置の完成検査申請件数が251件で前年度より60件増加し、変更の完成検査申請件数は507件で前年度より136件減少しています。

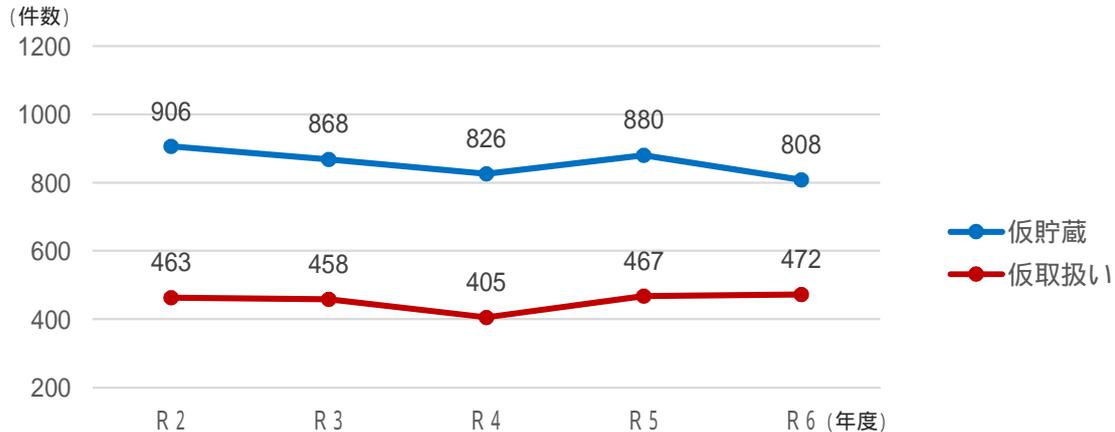


第19図 完成検査申請件数の推移(過去5年間)

## 仮貯蔵及び仮取扱い

一時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防長又は消防署長の承認を受ければ 10 日以内の期間に限り、許可施設以外で仮に貯蔵し、又は取り扱うことができます。(法第 10 条第 1 項)

仮貯蔵及び仮取扱い承認申請件数の過去 5 年間の推移は第 20 図のとおりであり、仮貯蔵の承認申請件数は 808 件であり、前年度より 72 件減少しました。



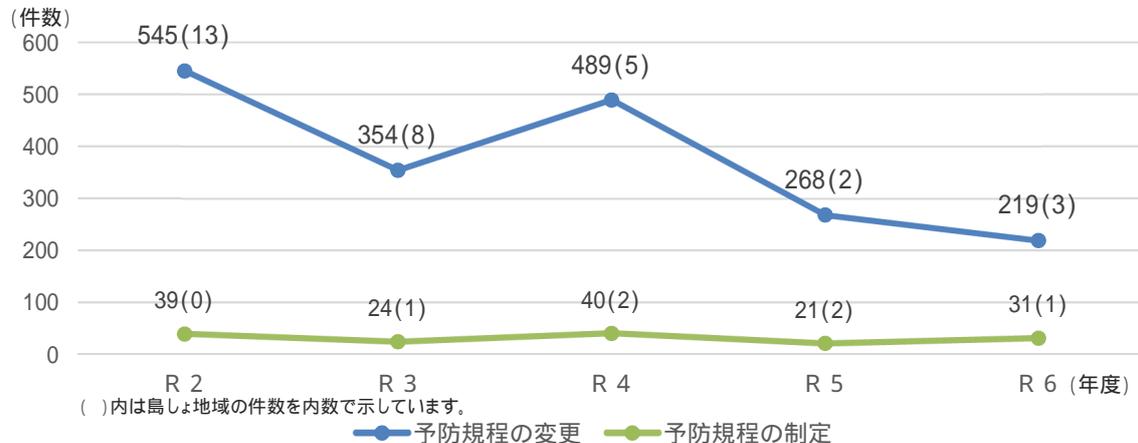
第 20 図 仮貯蔵及び仮取扱い承認申請件数の推移 (過去 5 年間)

## 予防規程

製造所等のうち一定規模以上の製造所等の所有者等は、自主保安基準として予防規程を作成し、市町村長等の認可を受けなければなりません。(法第 14 条の 2 第 1 項)

予防規程認可申請件数の推移は第 21 図のとおりであり、令和 5 年度は制定認可申請件数が 31 件で前年度より 10 件増加、変更認可申請件数は 219 件で前年度より 49 件減少しています。令和 2 年度及び令和 3 年度には風水害対策ガイドラインの周知及び危険物施設の風水害による被害を低減するための指導が行われ、令和 4 年度には予防規程の実効性を高める指導が行われました。このことから、令和 2 年度から令和 4 年度の変更認可申請件数が増加し、多くの事業所が予防規程の見直しを行ったため、令和 5 年度以降の変更認可申請件数が減少したと考えられます。

なお、令和 7 年 3 月末の東京消防庁管轄区域における予防規程を定めなければならない製造所等の施設数は第 10 表のとおりです。



第 21 図 予防規程認可申請件数の推移 (過去 5 年間)

第 10 表 予防規程を定めなければならない製造所等（令和 7 年 3 月末現在）

施設区分	製造所	屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	給油 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所	合計
施設数	22 (0)	15 (0)	79 (24)	4 (1)	926 (57)	11 (10)	779 (17)	1,836 (109)

( )内は島しょ地域の件数を内数で示しています。

### 保安検査

液体の危険物を貯蔵する 10,000kL 以上の屋外タンク貯蔵所及び特定の移送取扱所は、定期的に市町村長等の行う保安に関する検査（定期保安検査）を受けなければなりません。（法第 14 条の 3 第 1 項）

また、1,000kL 以上の屋外タンク貯蔵所に不等沈下等が生じた場合も同様の検査（臨時保安検査）を受けることとされています。（法第 14 条の 3 第 2 項）

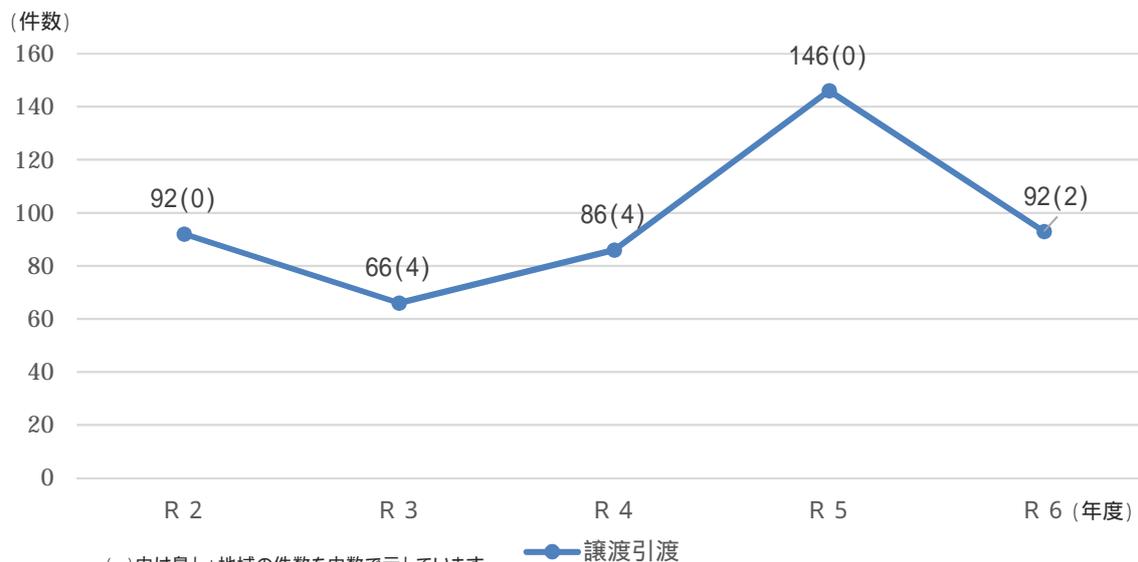
東京消防庁管轄区域において定期保安検査を受けなければならない製造所等はなく、また、令和 6 年度中は、1,000kL 以上の屋外タンク貯蔵所における不等沈下等も発生していないため、定期保安検査及び臨時保安検査は実施されませんでした。

### 3 危険物規制に関する各種届出

#### 譲渡引渡届出

製造所等の譲渡又は引渡があったときは、譲渡又は引渡を受けた者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければなりません。(法第11条第6項)

譲渡引渡届出件数の推移は第22図のとおりであり、令和6年度は92件で前年度より54件減少しています。

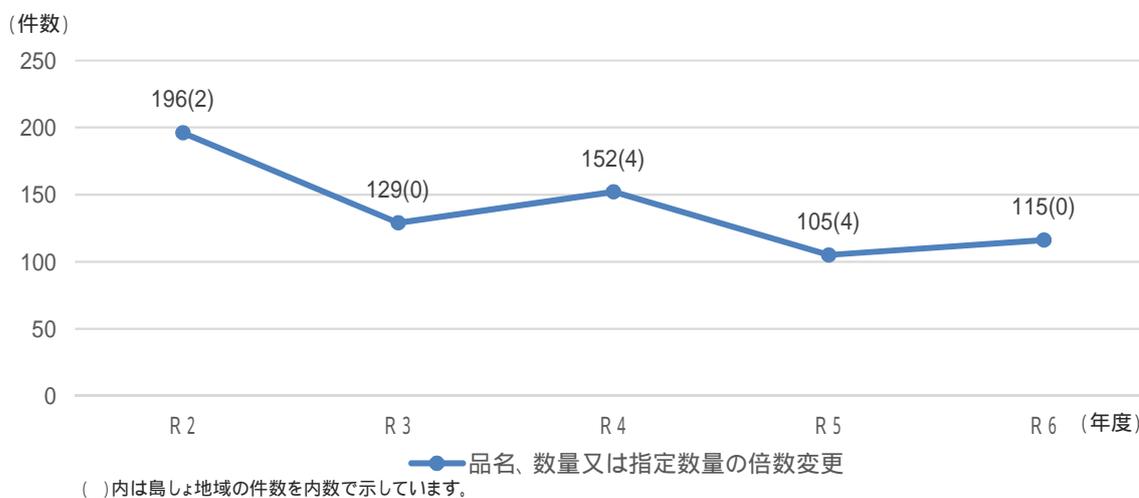


第22図 譲渡引渡届出件数の推移(過去5年間)

#### 品名、数量及び指定数量の倍数変更届出

製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする者は、変更しようとする日の10日前までに、その旨を市町村長等に届け出なければなりません。(法第11条の4第1項)

品名、数量又は指定数量の倍数変更届出件数の推移は第23図のとおりであり、令和6年度は115件で前年度より10件増加しています。

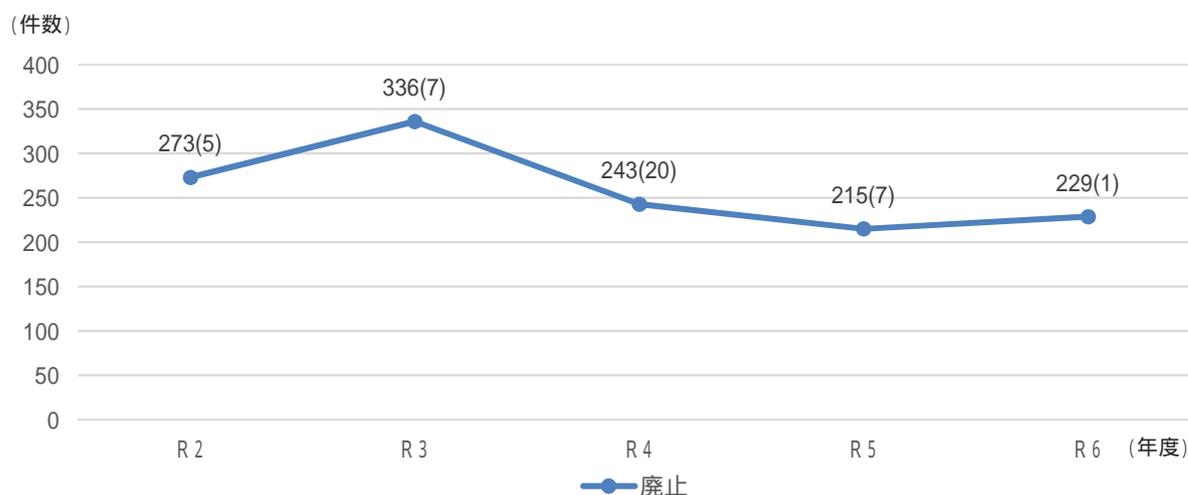


第23図 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出件数の推移(過去5年間)

## 廃止届出

製造所等の所有者等は、当該施設を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければなりません。(法第12条の6)

廃止届出件数の推移は第24図のとおりであり、令和6年度の届出件数は229件で前年度より14件増加しています。



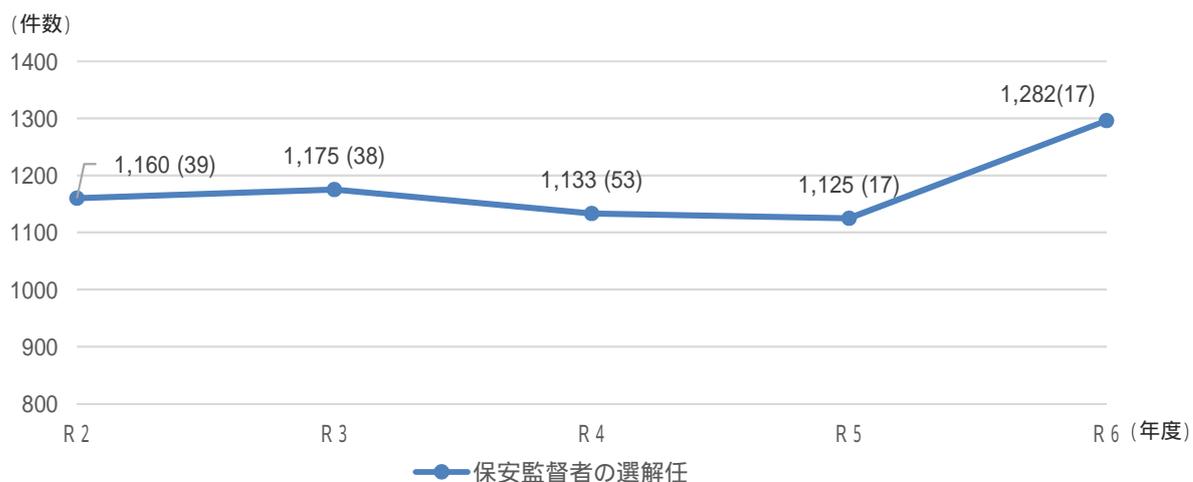
( )内は島しょ地域の件数を内数で示しています。

第24図 製造所等の廃止届出件数の推移(過去5年間)

## 危険物保安監督者選任・解任届出

一定規模以上の製造所等の所有者等は、甲種又は乙種危険物取扱者の中から6か月以上の危険物取扱いの実務経験を有する者を危険物保安監督者に選任し、その旨を市町村長等に届け出た上で、危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければなりません。(法第13条)

危険物保安監督者の選任・解任の届出件数の推移は第25図のとおりであり、令和6年度の届出件数は1,282件で前年度より157件増加しています。



( )内は島しょ地域の件数を内数で示しています。

第25図 危険物保安監督者の選任・解任届出件数の推移(過去5年間)

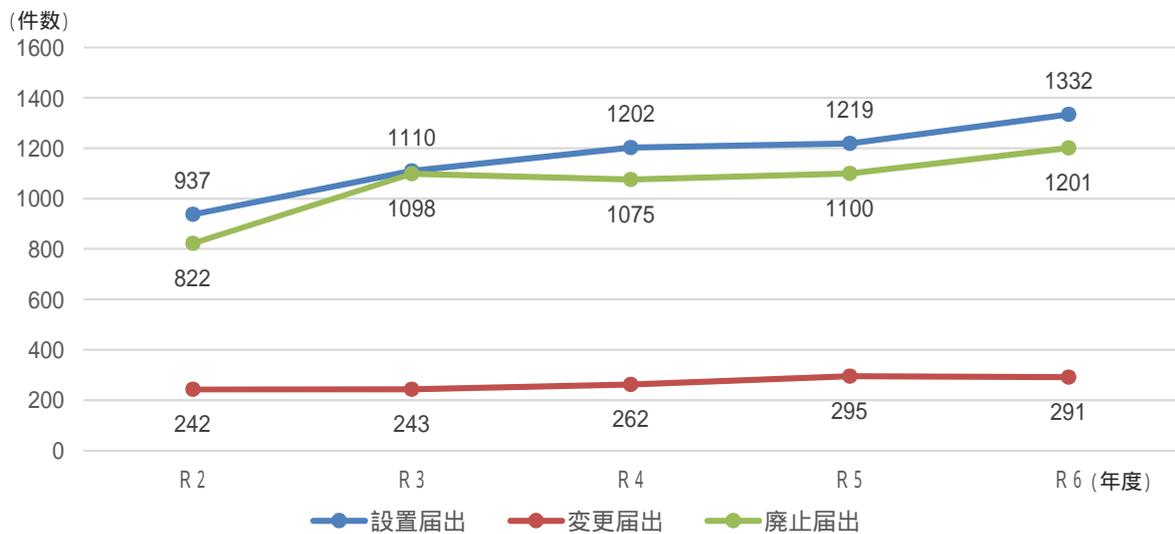
#### 4 少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出

少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所を設置しようとする者及び届出内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、設置しようとする日の10日前までに消防署長に届け出なければならず、また、施設を廃止した者は、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。（条例第58条第1項、第5項）

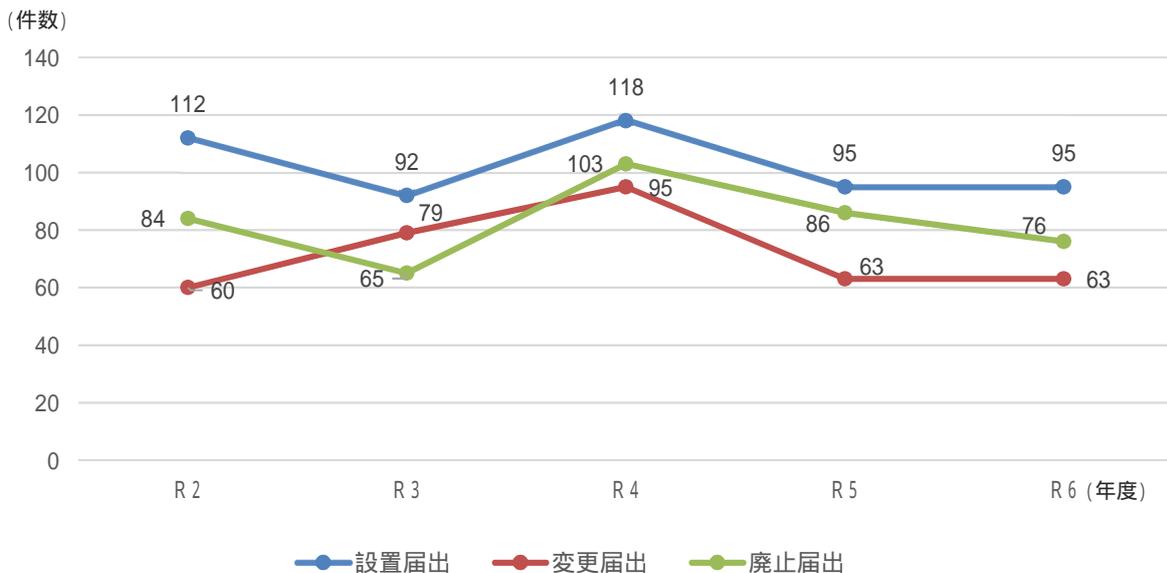
少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出件数の推移は第26図、第27図のとおりです。

令和6年度の少量危険物貯蔵取扱所における届出件数は、設置が1,332件、変更が291件、廃止が1,201件となっており、指定可燃物貯蔵取扱所における届出件数は、設置が95件、変更が63件、廃止が76件となっています。

なお、この届出件数に島しょ地域の件数は含まれていません。



第26図 少量危険物貯蔵取扱所の届出件数の推移（過去5年間）



第27図 指定可燃物貯蔵取扱所の届出件数の推移（過去5年間）

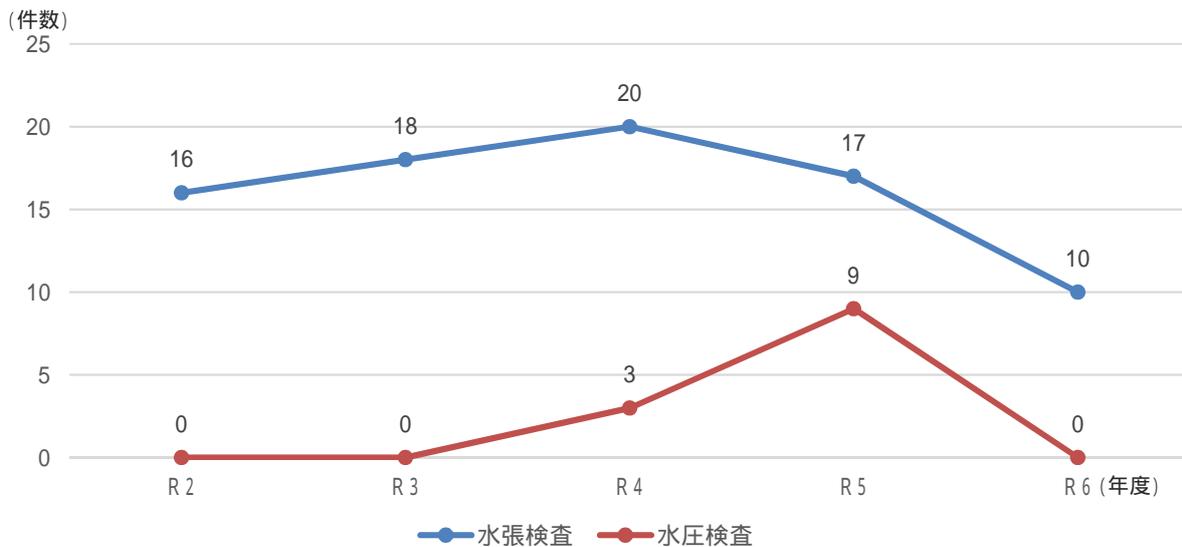
## 5 条例に基づく試験及び証明

### タンク検査及び安全装置の機能検査

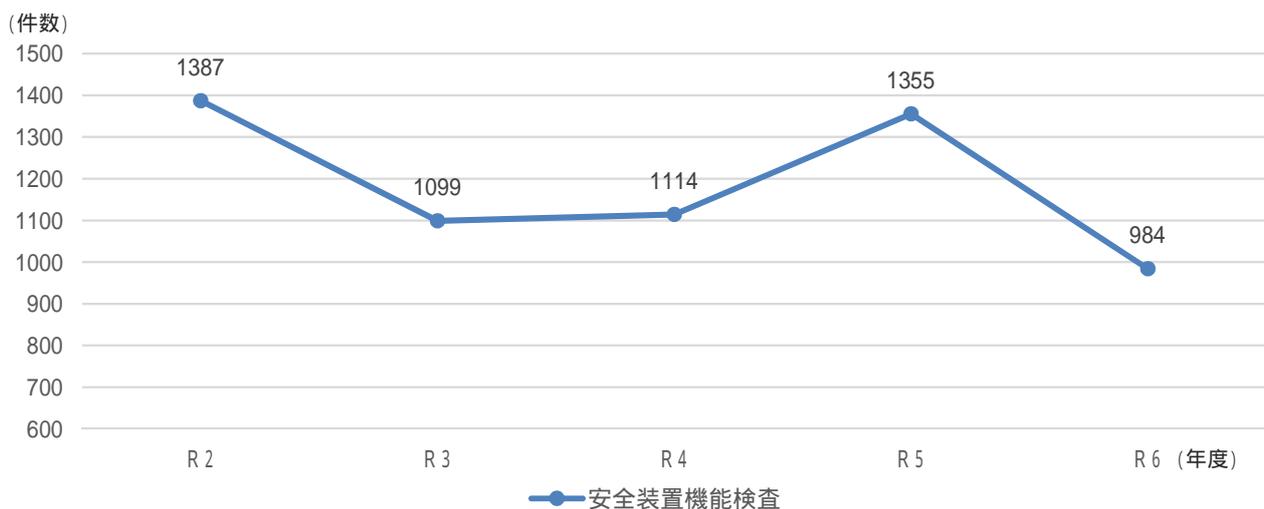
危険物や指定可燃物を貯蔵するタンクについて、条例に基づく水張検査又は水圧検査、タンクに設ける安全装置についての機能検査をそれぞれ実施し、その結果を証明しています。(条例第63条第3項)

タンク検査及び安全装置機能検査申請件数の推移は第28図、第29図のとおりです。

令和6年度の水張検査の申請件数は10件で前年度より7件減少しており、水圧検査の申請件数は0件で前年度より9件減少しています。安全装置の機能検査申請件数は984件で、前年度より371件減少しています。



第28図 タンク検査申請件数の推移(過去5年間)

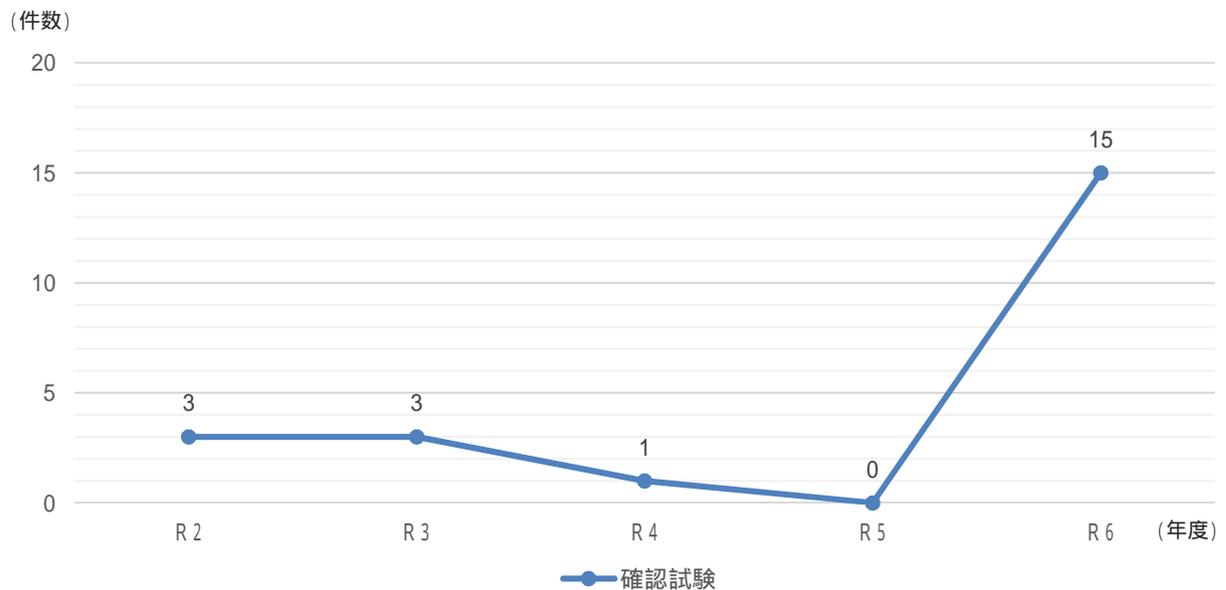


第29図 安全装置の機能検査申請件数の推移(過去5年間)

## (2) 危険物の確認試験

危険物又は危険物であることの疑いのある物品について、危険物に該当するか否か等を確認するための試験（確認試験）を実施し、その結果を証明しています。（条例第 63 条第 4 項）

確認試験申請件数の推移は第 30 図のとおりであり、令和 6 年度の申請件数は 15 件です。

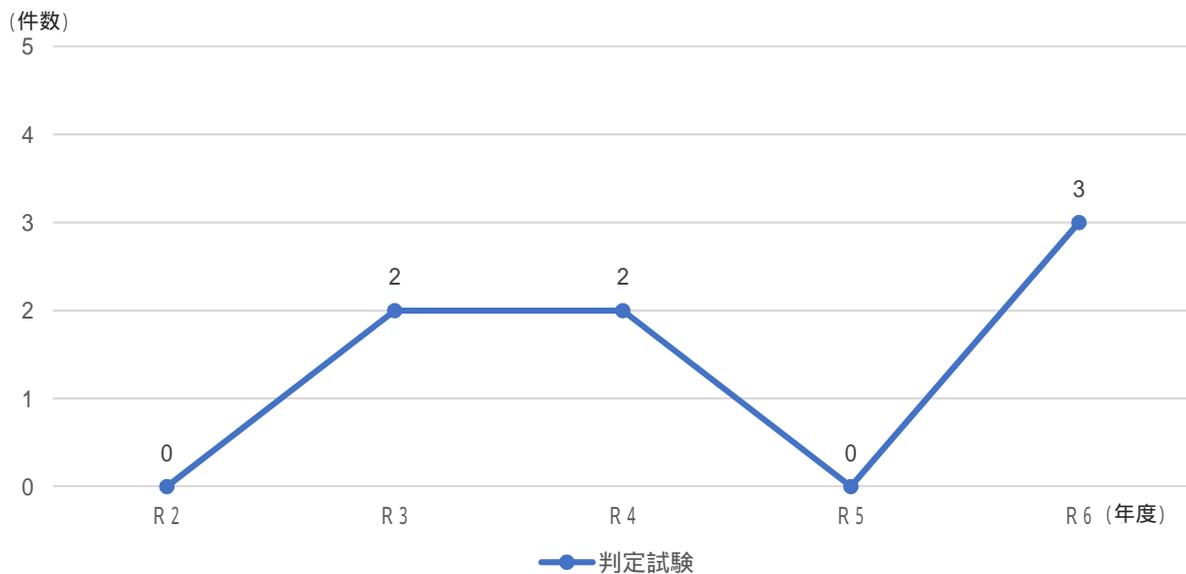


第 30 図 確認試験申請件数の推移（過去 5 年間）

## 6 危険物の判定試験

法第 16 条の 5 に基づき収去した物品が危険物に該当するか否か等を試験、判定し、法令違反を是正させるための資料としています（危険物規程第 20 条第 1 項）

判定試験の実施状況は第 31 図のとおりであり、令和 6 年度の実施件数は 3 件です。



第 31 図 判定試験の実施件数の推移（過去 5 年間）

### 第3 危険物取扱者試験の実施及び危険物取扱者等の育成等

本項目では、令和6年度中の危険物取扱者試験等、危険物取扱者保安講習及び危険物安全週間中に実施された各種行事等の実施状況についてまとめています。

#### 1 危険物取扱者試験等の実施状況

##### 危険物取扱者試験

製造所等における危険物の取扱いは、法第13条第3項により、危険物に関する正しい知識と一定の技能を有する危険物取扱者免状の交付を受けている者でなければ行うことができず、資格のない者は危険物取扱者の立会いがなければ取り扱うことができません。

東京都知事は、昭和60年4月1日から危険物取扱者試験の実施に関する事務について一般財団法人消防試験研究センターに委任しています。

また、昭和63年4月1日から危険物取扱者試験の合格者に対する免状の作成及び交付事務を、平成元年4月1日から書換え・再交付に係る免状作成事務を、平成22年8月1日から書換え・再交付に係る免状の交付事務の一部を、令和2年4月1日から書換え・再交付に係る免状の交付事務のすべてを同センターに委託したことから、同センターへの委託業務は、免状に関するすべての事務（申請等の受付、免状の作成、交付、書換え・再交付）となり、現在に至っています。

危険物取扱者の免状は、甲種、乙種及び丙種の3種類に区分され、試験に合格した者に交付されています。東京都における危険物取扱者試験の実施状況、令和6年度中の受験状況については第11表のとおりです。

第11表 東京都における危険物取扱者試験の実施状況（令和6年度）

試験区分	受験者（人）	合格者（人）	合格率（％）	
甲種	2,855	993	34.8	
乙種	第1類	803	609	75.8
	第2類	967	701	72.5
	第3類	1,168	886	75.9
	第4類	25,238	10,984	43.5
	第5類	1,151	861	74.8
	第6類	1,052	806	76.6
	小計	30,379	14,847	48.9
丙種	551	370	67.2	
合計	33,785	16,210	48.0	

過去10年間の東京都における危険物取扱者試験の受験者数の推移をみると、30,000人程度で推移しており、令和2年度には5,000人ほど減少しましたが、令和3年度に30,000人を超え、令和6年度には過去10年間で最高の33,785人となりました。(第32図参照)

また、全国で実施された危険物取扱者試験の受験者数は年々減少しており、過去10年間で約84,000人減少しています。(第33図参照)

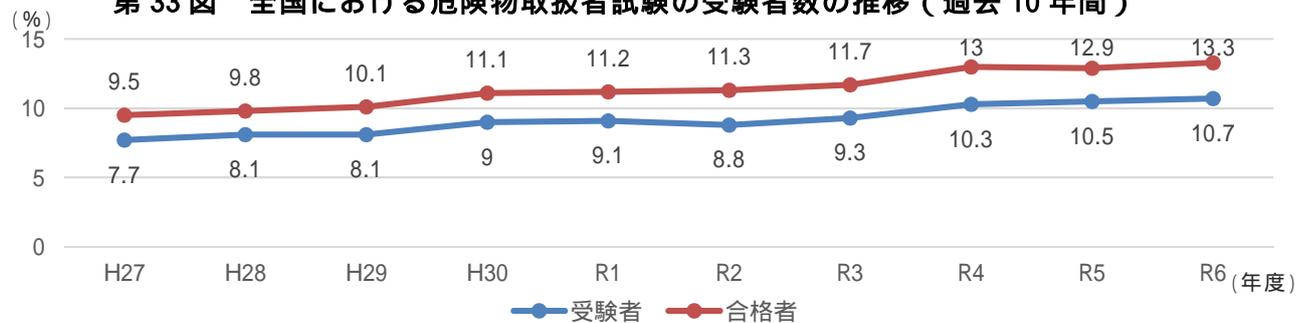
全国の受験者数に対する東京都の受験者数の割合は令和6年度で約10.7%となっており、合格者数の割合は約13.3%となっています。(第34図参照)



第32図 東京都における危険物取扱者試験の受験者数の推移(過去10年間)



第33図 全国における危険物取扱者試験の受験者数の推移(過去10年間)



第34図 全国に対する東京都の受験者数及び合格者数の割合の推移(過去10年間)

### 免状の書換え・再交付

危険物取扱者免状に記載されている本籍、氏名等に変更があった場合は書換えが必要です。また、免状を亡失、破損等した場合は再交付を受けることができます。平成元年4月1日からは、当該免状の写真が10年を経過するまでに、写真の書換えが必要となりました。過去5年間の東京都における書換え・再交付件数の推移は第12表のとおりです。

令和6年度の書換え件数は、写真以外の書換えが137件で前年度より13件減少し、写真書換えは5,520件で前年度より377件減少しています。また、再交付件数は773件で、前年度より44件減少しています。

第12表 東京都における危険物取扱者免状の書換え・再交付状況（過去5年間）

申請別		年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
書換え (件)	写真以外	156	155	141	150	137
	写 真	6,121	6,270	5,972	5,897	5,520
再交付(件)		831	814	777	817	773

## 2 危険物取扱者保安講習の実施状況

危険物取扱者保安講習は、製造所等の形態によって受講者を区分して実施し、危険物規制の概要、製造所等の安全管理等に関し、視聴覚教材を活用した講習を行っています。なお、危険物取扱者保安講習の実施に関する事務の一部は、昭和61年4月1日から公益財団法人東京防災救急協会に委託しています。

平成30年8月に東京国際空港地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定されたことに伴い、令和元年度から講習区分に「コンビナート」が追加され、令和5年度から講習区分が7区分から3区分に変更されました。

令和6年度中に東京都が実施した危険物取扱者保安講習は34回であり、受講修了者は4,775人です。（第13表参照）

第13表 東京都における危険物取扱者保安講習の実施状況（令和6年度）

区分	従 事 施 設	実施回数 (回)	受講修了者 (人)
第1	給油取扱所	13	1,730
第2	一般	20	3,010
第3	コンビナート	1	35
合 計		34	4,775

## 3 危険物安全週間中に実施された各種行事等の実施状況

危険物の保安に関する意識の高揚及び啓発を推進し、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として各種行事等を実施しています。

(第14表参照)

令和6年度の危険物安全週間は6月2日(日)から8日(土)までであり、危険物施設を有する事業所等に対する指導をしました。(第15表参照)

令和6年6月5日に、危険物安全週間に伴う消防演習を千住消防署管内の日本化薬株式会社東京工場で実施しました。

第14表 危険物安全週間の推進項目(令和6年度)

都民一般を対象とした項目	
1	危険物を含む身近な物品の安全な取扱いの普及啓発
2	給油取扱所の安全な利用に関する普及啓発
危険物施設等を有する事業所を対象とした項目	
1	給油取扱所における指導
2	危険物施設等に係る運用基準の周知
3	危険物を貯蔵し、取り扱う事業所の自主保安体制の向上に関する指導
4	手続等の利便性向上に関する情報提供

第15表 危険物安全週間の指導実施結果(令和6年度)

種別	実施状況	実施件数
講習会等		51
立入検査		343
給油取扱所への指導		665
合計		1,059

## 第4 社会情勢の変化に伴い増加している危険物施設

長年減少傾向にあった製造所等の施設数ですが、地域別に見ると、特別区では令和4年度から増加に転じており、4年連続で増加しています。また、島しょ地域でも令和6年度から製造所等の施設数が増加に転じています。

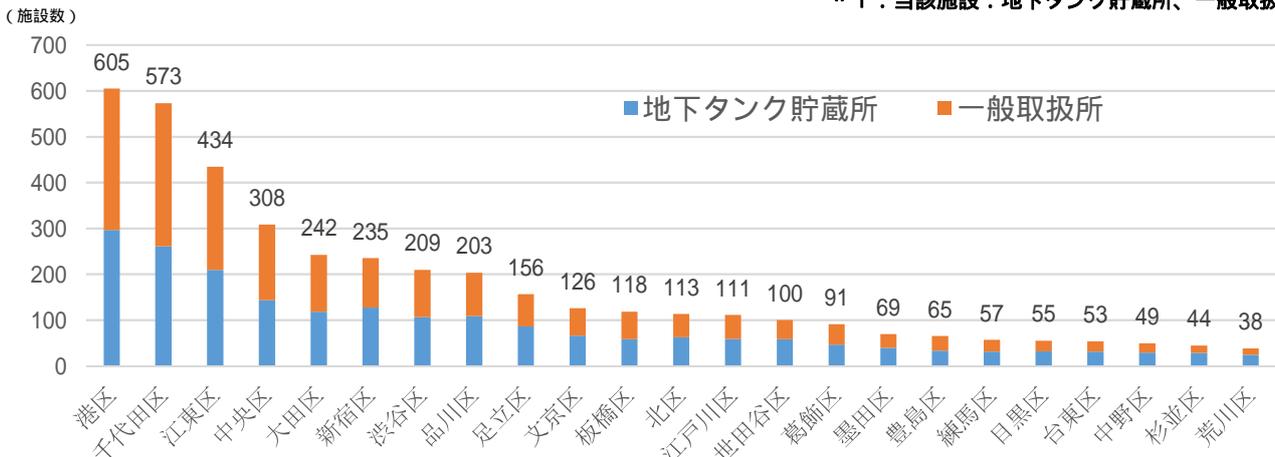
特に、近年の特別区における製造所等の増加を下支えしているのは、第1、1、(1)に記載の理由による地下タンク貯蔵所及び一般取扱所の施設数の増加であると考えられます。(第4図参照)

上記の状況を踏まえ、本項目では「特別区における地下タンク貯蔵所及び一般取扱所の増加傾向」の特徴についてまとめています。

### 1 特別区内における地下タンク貯蔵所及び一般取扱所の施設数、施設密度及び全施設数に対する当該施設<sup>\*1</sup>の割合について

特別区内の地下タンク貯蔵所及び一般取扱所の施設数を区別にみると、港区の605施設が最も多く、次いで千代田区の573件、江東区434件の順となっています。(第35図参照) 地域面積を考慮した施設密度(施設数/km<sup>2</sup>)をみると、千代田区の49.1が最も高く、次いで中央区の30.2、港区の29.7の順となっています。(第16表参照)

\*1：当該施設：地下タンク貯蔵所、一般取扱所



第35図 特別区内の地下タンク貯蔵所及び一般取扱所の施設数 (令和7年3月末時点)

第16表 特別区(施設密度上位16区)内の地下タンク貯蔵所及び一般取扱所の施設密度、施設数及び全施設数に対する当該施設<sup>\*1</sup>の割合 (令和7年3月末時点)

区名	施設密度	施設数	全施設数に対する割合
千代田区	49.1	573	72.4
中央区	30.2	308	59.7
港区	29.7	605	72.0
渋谷区	13.8	209	69.9
新宿区	12.9	235	63.5
文京区	11.2	126	63.6
江東区	10.1	434	53.5
品川区	8.9	203	35.1
北区	5.5	113	48.1
台東区	5.2	53	38.4
墨田区	5.0	69	25.5
豊島区	5.0	65	58.0
大田区	3.9	242	34.5
目黒区	3.7	55	45.1
荒川区	3.7	38	22.8
板橋区	3.7	118	34.3

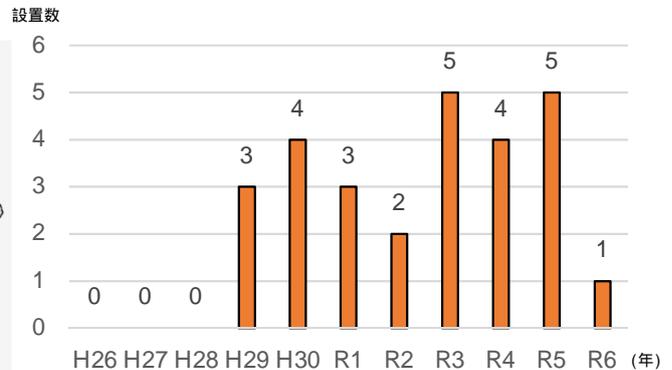
以上のことから、特別区内における地下タンク貯蔵所及び一般取扱所はオフィスビルや企業などが多く立地・集積する千代田区、中央区及び港区に集中していることが特徴的です。今後も当該エリアでは大規模な再開発事業などが計画されており、限られた敷地面積で事業継続計画（BCP）を達成するために、停電時の電力確保を担う非常用発電設備の需要は今後も高いまま推移すると考えられます。

## 2 特殊な地下タンク貯蔵所の設置事例について

前1のように千代田区、中央区及び港区といった施設密度の高いエリアでは、通常の横置円筒型地下貯蔵タンクではなく、限られた敷地内でより多くの燃料を貯蔵することができる縦置円筒型地下貯蔵タンクを設置する事例が見受けられます。（第36図参照）また、縦置円筒型地下貯蔵タンクの設置数に関しては、最近10年間でばらつきはあるものの平成29年以降毎年設置されています。（第37図参照）



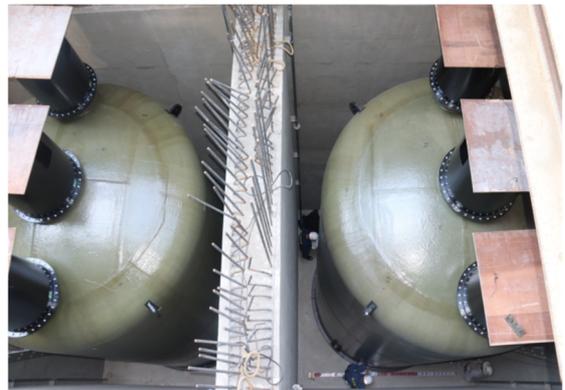
第36図 縦置円筒型地下貯蔵タンクの設置箇所  
（令和7年3月末時点）



第37図 縦置円筒型地下貯蔵タンクの設置数  
（最近10年間）

### ～ 縦置円筒型地下貯蔵タンクとは～

縦置地下貯蔵タンクは昭和56年度に都内で最初のタンクが設置されました。昭和56年度から平成28年度までの期間では計6基設置されてきたのに対し、平成29年度から令和6年度までの期間では計27基が設置されており、都市部を中心に増えています。横置円筒型と比較すると同じ容量であれば約50%から60%程度の設置面積の削減が可能のためです。一方で、縦置円筒型の地下タンクは設置に際し、タンク室構造、ポンプの選定、タンクの大きさ等を慎重に考慮する必要があります。



# 資 料

## 目 次

1	地域別及び消防署別の危険物施設等数（最近5年間）	31
2	製造所等別の許可数量（貯蔵・取扱最大数量、令和7年3月末現在）	32
3	地域別及び消防署別の事務処理状況（最近5年間）	33
4	地域別及び消防署別の許可申請状況（最近5年間）	34
5	施設区分別の許可申請状況（最近5年間）	35
6	地域別及び消防署別のセルフ給油取扱所の施設数（令和7年3月末現在）	36
7	地域別及び消防署別の危険物施設等における事故発生状況（令和6年中）	37
8	過去発生した地震による危険物施設等の被害状況（令和7年3月末現在）	38
9	過去発生した風水害による危険物施設等の主な事故事例（令和7年3月末現在）	41
10	危険物規制に係る法令改正経過と主な事故等（令和7年3月末現在）	42
11	危険物規制事務に係る依命通達・通知等（令和6年度中）	50

1 地域別及び消防署別の危険物施設等数(最近5年間)

地域	事業所数	製造所等数	製造所	貯蔵所											取扱所							少量危険物貯蔵取扱所	指定可燃物貯蔵取扱所	特別区		
				屋内						屋外					給油					販売					移送	一般
				内	外	内	内	下	開	易	動	屋	外	自	業	用	自家用	第1種	第2種	移	送					
令和2年度末	7,919	12,492	64	1,666	338	1,141	2,970	10	1,512	159	928	66	645	197	87	11	2,698	18,286	4,447	R2						
令和3年度末	7,798	12,414	64	1,650	329	1,151	2,961	8	1,510	150	907	68	638	189	86	11	2,692	18,236	4,428	R3						
令和4年度末	7,742	12,394	62	1,632	311	1,162	2,975	8	1,509	149	885	68	630	183	85	11	2,724	18,021	4,382	R4						
令和5年度末	7,710	12,378	61	1,616	303	1,150	3,016	9	1,476	147	871	69	626	176	84	11	2,763	17,996	4,347	R5						
令和6年度末	<b>7,660</b>	<b>12,327</b>	<b>59</b>	<b>1,584</b>	<b>299</b>	<b>1,137</b>	<b>3,033</b>	<b>9</b>	<b>1,457</b>	<b>146</b>	<b>849</b>	<b>69</b>	<b>621</b>	<b>173</b>	<b>83</b>	<b>11</b>	<b>2,797</b>	<b>17,762</b>	<b>4,204</b>	<b>R6</b>						
特別区計	5,160	8,346	40	944	116	1,014	2,050	3	918	60	541	39	393	154	69	1	2,004	11,823	3,087	特別区						
千代田区	丸の内	139	253	0	5	0	50	104	0	1	0	4	0	4	0	0	85	251	13	丸の内						
中央区	神田	109	151	0	12	0	27	49	0	0	6	0	2	10	0	0	45	202	11	神田						
港区	京橋	128	214	0	1	0	75	57	0	0	2	0	0	1	0	0	78	252	8	京橋						
品川区	日本橋	120	219	0	0	0	88	55	0	0	8	0	1	6	0	0	61	274	7	日本橋						
品川区	芝浦	61	83	0	5	1	12	31	0	2	0	4	1	1	0	0	26	124	14	芝浦						
品川区	麻布	231	437	0	7	0	100	149	0	0	1	10	1	6	1	0	162	480	62	麻布						
品川区	赤坂	72	98	0	0	0	19	33	0	1	0	7	0	3	0	0	35	134	4	赤坂						
品川区	赤坂	79	145	0	0	0	21	60	0	0	0	4	0	3	0	0	57	209	14	赤坂						
品川区	高輪	102	160	0	11	1	28	54	0	1	0	4	2	4	0	0	55	201	23	高輪						
品川区	品川	156	220	0	38	2	25	68	0	0	6	0	7	4	3	0	67	320	30	品川						
品川区	大井町	98	309	0	21	0	9	25	0	218	0	2	2	12	0	0	20	180	50	大井町						
品川区	荏原	36	50	0	12	0	3	15	0	0	6	0	3	2	1	0	8	148	21	荏原						
品川区	大森	190	265	2	66	2	13	49	0	16	4	24	1	28	2	1	57	388	214	大森						
品川区	田調	43	55	0	12	0	6	13	0	5	0	9	0	2	2	0	4	231	10	田調						
品川区	溝田	158	357	9	66	39	19	48	0	45	6	13	21	8	4	1	54	311	40	溝田						
品川区	荏原	37	45	0	14	0	4	8	0	1	0	8	0	1	0	0	9	156	27	荏原						
品川区	目黒	89	122	0	23	0	14	32	0	3	0	16	0	7	3	1	23	218	10	目黒						
品川区	世田谷	77	97	0	13	0	6	27	0	4	1	16	0	9	0	1	20	242	19	世田谷						
品川区	玉川	58	74	0	8	0	5	17	1	3	2	19	0	7	1	0	11	175	16	玉川						
品川区	成城	60	87	0	14	3	3	14	0	22	0	11	0	6	3	0	11	136	29	成城						
品川区	渋谷	202	299	0	6	0	66	106	0	1	0	11	0	4	2	0	103	445	6	渋谷						
品川区	四谷	33	49	0	1	0	9	20	0	0	1	0	2	1	0	0	15	116	7	四谷						
品川区	牛込	76	102	0	9	0	15	34	0	3	0	7	0	6	1	0	27	134	24	牛込						
品川区	新富	152	219	0	11	0	54	73	0	0	0	9	0	3	3	0	66	373	13	新富						
品川区	中野	38	57	0	5	0	6	21	0	1	0	5	0	4	2	0	13	99	14	中野						
品川区	杉並	25	34	0	3	0	4	8	0	0	0	5	0	3	2	2	0	7	82	15	杉並					
品川区	荻窪	61	59	0	2	0	4	17	0	1	0	12	0	9	2	0	10	196	19	荻窪						
品川区	小石川	38	43	0	4	0	4	11	0	2	0	12	0	4	0	0	6	203	27	荻窪						
品川区	本郷	59	93	0	10	0	13	34	0	0	0	6	0	1	2	0	27	158	36	小石川						
品川区	豊島	55	105	0	21	0	9	32	0	0	0	6	0	2	1	1	0	33	146	7	本郷					
品川区	豊島	56	85	0	5	0	12	27	0	4	0	5	0	3	0	1	0	28	158	21	豊島					
品川区	池袋	23	27	0	2	0	8	6	0	0	0	4	0	2	0	1	0	4	124	17	池袋					
品川区	王子	45	61	1	15	1	4	16	0	0	6	0	3	1	0	0	14	94	38	王子						
品川区	赤羽	62	90	1	21	1	5	24	0	3	0	4	0	9	2	2	0	16	178	59	赤羽					
品川区	滝野	47	84	0	24	2	2	22	0	0	4	3	3	2	1	0	21	90	49	滝野						
品川区	板橋	64	82	0	8	0	4	20	0	4	0	12	0	2	8	4	0	20	164	43	板橋					
品川区	練馬	141	262	10	68	6	18	38	0	22	20	20	0	13	3	3	0	40	278	122	練馬					
品川区	練馬	47	52	0	8	0	3	10	0	9	0	7	0	5	1	0	0	9	144	25	練馬					
品川区	光が丘	52	70	0	13	0	2	11	0	15	0	12	0	7	1	1	0	8	121	24	光が丘					
品川区	石神井	50	65	0	4	0	1	10	0	18	0	13	0	8	1	1	0	9	159	23	石神井					
品川区	上野	49	56	0	5	0	9	16	0	4	0	8	0	1	2	3	0	8	138	28	上野					
品川区	浅草	27	40	0	5	0	5	9	0	0	0	4	0	1	6	3	0	7	52	22	浅草					
品川区	日本橋	34	42	0	1	0	9	6	0	0	3	0	0	6	10	0	7	180	10	日本橋						
品川区	荒川	59	91	0	25	0	3	19	0	19	1	4	1	6	5	1	0	7	152	139	荒川					
品川区	荒川	45	76	1	13	5	7	5	0	0	5	0	0	8	1	0	7	86	45	荒川						
品川区	足立	63	100	2	19	0	8	21	0	8	2	7	0	9	4	1	0	19	163	81	足立					
品川区	足立	119	191	3	31	6	2	41	0	49	1	25	0	10	3	1	0	19	271	85	足立					
品川区	西新井	143	215	4	23	0	2	24	0	75	4	21	0	26	3	1	0	32	324	241	西新井					
品川区	本所	73	94	0	13	0	10	27	0	0	0	13	0	2	7	3	0	19	152	47	本所					
品川区	向島	60	177	1	24	0	15	12	0	93	0	8	0	5	5	3	0	11	149	125	向島					
品川区	深川	292	524	1	55	12	37	155	2	22	13	16	1	35	6	4	0	165	549	273	深川					
品川区	葛飾	157	287	1	41	33	15	54	0	29	2	14	4	30	3	1	0	60	330	425	葛飾					
品川区	本郷	128	199	0	44	0	12	33	0	45	0	14	0	12	6	2	0	31	405	131	本郷					
品川区	金町	58	68	1	8	0	7	13	0	9	0	9	0	11	0	0	0	14	162	36	金町					
品川区	江	104	158	3	29	0	7	18	0	35	1	24	1	12	9	3	0	15	162	40	江					
品川区	豊島	120	197	0	27	1	4	24	0	78	2	15	1	15	2	0	0	28	149	89	豊島					
品川区	小	71	89	0	12	1	3	17	0	23	0	12	0	7	5	0	0	9	101	46	小					

地域	事業所数	製造所等数	製造所	貯蔵所											取扱所							少量危険物貯蔵取扱所	指定可燃物貯蔵取扱所	受託地区		
				屋内						屋外					給油					販売					移送	一般
				内	外	内	内	下	開	易	動	屋	外	自	業	用	自家用	第1種	第2種	移	送					
受託地区計	2,309	3,568	19	620	93	105	929	5	482	39	274	7	223	19	14	0	739	5,939	1,117	受託地区						
立川市	105	203	0	21	6	7	63	0	39	1	10	4	11	1	0	0	40	291	32	立川						
国立市	37	47	0	7	0	2	15	0	3	0	4	0	5	0	0	0	11	70	21	国立						
武蔵野市	3																									





4 地域別及び消防署別の許可申請状況(最近5年間)

消防署	年度・区分	2			3			4			5			6		
		計	設置	変更												
合計		972	311	661	904	252	652	937	253	684	849	220	634	792	240	561
特別区計		575	228	347	500	182	318	495	187	308	447	160	287	384	163	221
千代田区	丸の内	15	8	7	18	10	8	9	2	7	8	7	1	8	4	4
	麹町	16	4	12	7	2	5	11	6	5	2	2	0	6	2	4
	神田	6	4	2	4	3	1	5	3	2	0	0	0	7	5	2
中央区	京橋	14	8	6	6	4	2	17	5	12	11	7	4	12	8	4
	日本橋	11	3	8	12	3	9	12	3	9	6	3	3	19	16	3
	臨海	16	12	4	3	1	2	10	7	3	8	5	3	3	2	1
港区	芝	31	23	8	20	13	7	41	35	6	17	12	5	14	13	1
	麻布	0	0	0	10	10	0	11	6	5	2	1	1	1	0	1
	赤坂	1	1	0	6	3	3	8	6	2	12	12	0	2	1	1
	高輪	6	4	2	8	3	5	11	5	6	12	10	2	4	3	1
品川区	品川	11	4	7	5	3	2	5	2	3	14	6	8	10	6	4
	大井	37	33	4	5	3	2	12	6	6	19	14	5	6	6	0
	荏原	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	大森	18	3	15	12	1	11	21	4	17	28	7	21	5	2	3
大田区	田園調布	4	1	3	1	0	1	2	0	2	4	1	3	4	0	4
	蒲田	29	6	23	29	6	23	36	7	29	34	3	31	43	7	36
	矢口	1	0	1	2	0	2	2	0	2	1	0	1	2	1	1
目黒区	目黒	7	4	3	8	2	6	1	0	1	3	1	2	6	3	3
世田谷区	世田谷	5	1	4	7	2	5	6	1	5	8	6	2	2	0	2
	玉川	5	2	3	5	3	2	7	5	2	8	0	8	1	1	0
	成城	4	0	4	5	1	4	5	1	4	4	0	4	3	1	2
渋谷区	渋谷	12	7	5	21	14	7	15	8	7	24	11	13	15	7	8
	四谷	1	0	1	15	15	0	0	0	0	3	2	1	1	1	0
新宿区	牛込	4	0	4	3	1	2	8	4	4	5	0	5	3	2	1
	新宿	9	4	5	14	9	5	4	1	3	3	0	3	5	2	3
中野区	中野	3	0	3	5	3	2	3	2	1	1	1	0	4	4	0
	野方	2	0	2	0	0	0	5	4	1	3	0	3	0	0	0
杉並区	杉並	3	0	3	2	0	2	1	0	1	3	1	2	3	1	2
	荻窪	5	0	5	8	0	8	8	0	8	4	0	4	7	1	6
文京区	小石川	4	2	2	9	2	7	2	1	1	3	1	2	2	1	1
	本郷	7	6	1	6	4	2	5	3	2	4	2	2	1	0	1
豊島区	豊島	7	2	5	4	3	1	0	0	0	6	3	3	4	2	2
	池袋	1	1	0	4	2	2	2	1	1	3	1	2	2	1	0
北区	王子	4	0	4	10	1	9	7	3	4	6	3	3	3	2	1
	赤羽	8	3	5	9	3	6	6	4	2	3	1	2	1	1	0
	滝野川	9	0	9	6	0	6	5	0	5	7	0	7	2	1	1
板橋区	板橋	5	2	3	2	1	1	4	3	1	2	0	2	4	0	4
	志村	17	2	15	24	1	23	19	0	19	17	4	13	13	3	10
練馬区	練馬	4	0	4	2	2	0	4	0	4	1	0	1	3	1	2
	光が丘	9	1	8	13	3	10	8	1	7	2	0	2	0	0	0
	石神井	2	0	2	4	0	4	9	1	8	3	2	1	2	0	2
台東区	上野	4	0	4	1	0	1	2	0	2	2	0	2	2	0	2
	浅草	1	1	0	3	1	2	4	2	2	2	2	0	1	0	1
荒川区	日本堤	3	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	荒川	5	0	5	6	4	2	3	0	3	3	1	2	2	1	1
	尾久	7	5	2	2	1	1	3	2	1	3	1	2	1	1	0
足立区	千住	8	3	5	4	0	4	6	2	4	6	1	5	9	5	4
	足立	22	4	18	19	1	18	19	8	11	20	0	20	18	1	17
	西新井	20	5	15	10	3	7	13	2	11	16	5	11	22	4	18
墨田区	本所	9	1	8	13	3	10	8	3	5	4	1	3	6	2	4
	向島	24	6	18	10	3	7	8	4	4	18	2	16	10	4	6
江東区	深川	68	32	36	29	13	16	19	7	12	19	7	12	27	13	14
	城東	15	5	10	24	7	17	17	6	11	9	2	7	15	9	6
葛飾区	本郷	6	3	3	14	5	9	20	4	16	12	2	10	10	2	8
	全	3	1	2	6	1	5	2	0	2	6	2	4	6	2	4
	江戸川	8	2	6	5	0	5	8	1	7	8	1	7	8	1	7
江戸川区	葛西	13	6	7	15	3	12	13	4	9	10	3	7	9	3	6
	小岩	5	2	3	3	0	3	3	2	1	4	1	3	4	3	1

受託地区	2			3			4			5			6			
	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	
受託地区計	412	83	329	368	74	294	423	64	359	376	55	326	391	75	325	
立川市	立川	14	7	7	9	3	6	10	0	10	1	1	5	4	4	9
国立市	武蔵野	5	4	1	2	0	2	4	2	2	0	0	0	1	0	1
武蔵野市	武蔵野	15	3	12	10	2	8	12	6	6	5	2	3	18	4	14
三鷹市	府中	17	0	17	30	11	19	18	6	12	14	3	11	22	4	18
府中市	昭島	15	0	15	16	6	10	8	2	6	9	3	6	5	3	2
昭島市	調布	14	6	8	6	0	6	13	5	8	7	1	6	4	0	4
調布市	小金井	1	0	1	5	1	4	2	-	2	2	1	1	4	1	3
小金井市	小平	25	7	18	28	6	22	18	2	16	18	1	17	37	2	35
小平市	東村山	2	0	2	11	6	5	6	2	4	2	0	2	2	1	1
東村山市	国分寺	5	4	1	5	4	1	4	0	4	3	2	1	5	2	3
国分寺市	狛江	3	0	3	1	0	1	2	0	2	2	1	1	3	2	1
狛江市	東大和市	9	4	5	15	5	10	14	3	11	8	1	7	2	1	1
東大和市	武蔵村山	2	2	0	3	1	2	1	1	0	0	0	0	2	1	1
武蔵村山市	清瀬	2	0	2	3	1	2	1	1	0	0	0	0	2	1	1
清瀬市	東久留米	1	1	0	8	2	6	14	1	13	6	2	4	4	0	4
東久留米市	西東京	11	1	10	19	1	18	39	3	36	26	0	26	24	2	22
西東京市	八王子	55	14	41	52	8	44	61	14	47	54	9	45	54	19	35
八王子市	青梅	24	6	18	17	4	13	22	7	15	18	7	11	20	6	14
青梅市	町田	19	3	16	16	2	14	26	2	24	17	1	16	18	5	13
町田市	日野	39	1	38	34	0	34	40	2	38	66	4	62	39	1	38
日野市	福生															
福生市	羽村	63	2	61	72	0	72	95	3	92	98	7	91	106	7	99
羽村市	瑞穂															
瑞穂町	多摩	18	5	13	15	5	10	7	2	5	13	9	4	9	8	1
多摩市	あきる野															
あきる野市	日の出	11	4	7	14	0	14	7	1	6	7	0	7	8	2	6
日の出町	檜原															
檜原村	奥多摩	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町																

島し地域	2			3			4			5			6		
	計	設置	変更												

### 5 施設区別の許可申請状況(最近5年間)

区分	年度			2			3			4			5			6		
	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更			
合計	976	311	661	904	252	652	937	253	684	828	215	613	786	239	547			
製造所	15	3	12	21	0	21	18	2	16	18	0	18	13	0	13			
貯蔵所	屋内	21	17	4	30	17	13	23	18	5	33	21	12	26	13	13		
	屋外タンク	特定	14	3	11	2	0	2	9	0	9	9	0	9	13	0	13	
		特定以外	38	16	22	15	11	4	12	1	11	2	0	2	2	0	2	
	屋内タンク	111	60	51	55	30	25	45	22	23	13	9	4	23	16	7		
	地下タンク	1	1	0	115	62	53	117	70	47	106	69	37	106	58	48		
	簡易タンク	111	65	46	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0		
	移動タンク	1	1	0	75	32	43	88	55	33	77	27	50	85	37	48		
屋外	3	2	1	0	0	0	2	2	0	3	2	1	2	2	0			
取扱所	給油	営業用自動車	211	5	206	210	3	207	237	3	234	184	1	183	125	4	121	
		その他	33	3	30	8	1	7	15	1	14	5	1	4	5	0	5	
		自家用	1	0	1	36	7	29	27	5	22	30	4	26	15	6	9	
	販売	第1種	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	
		第2種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	移送	0	0	0	2	0	2	1	0	1	2	0	2	0	0	0		
	一般	415	137	278	335	89	246	342	73	269	344	79	265	368	100	268		

#### 島しょ地域(内数)

区分	年度			2			3			4			5			6		
	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更	計	設置	変更			
合計	29	9	20	14	3	11	19	2	17	26	5	21	17	2	15			
製造所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
貯蔵所	屋内	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0			
	屋外タンク	特定	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		特定以外	5	2	3	2	0	2	5	0	5	4	0	4	2	0	2	
	屋内タンク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	3		
	地下タンク	3	0	3	0	0	0	1	0	1	3	1	2	0	0	0		
	簡易タンク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	移動タンク	2	1	1	5	3	2	5	2	3	2	0	2	4	1	3		
屋外	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
取扱所	給油	営業用自動車	3	0	3	4	0	4	3	0	3	2	0	2	4	0	4	
		その他	3	2	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	
		自家用	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
	販売	第1種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		第2種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	移送	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0		
	一般	9	3	6	1	0	1	3	0	3	12	2	10	3	0	3		

6 地域別及び消防署別のセルフ給油取扱所の施設数(令和7年3月末現在)

地 域	施設数
特別区計	199
千代田区	丸の内 0 麹町 0 神田 2
中央区	京橋 1 日本橋 1 臨港 1
港区	芝 3 麻布 1 赤坂 1 高輪 0
品川区	品川 2 大井 0 荏原 2 大森 11
大田区	田園調布 3 蒲田 3 矢口 1
目黒区	目黒 8
世田谷区	世田谷 8 玉川 10 成城 8
渋谷区	渋谷 2
新宿区	四谷 0 牛込 1 新宿 4
中野区	中野 0 野方 2
杉並区	杉並 3 荻窪 8
文京区	小石川 2 本郷 1
豊島区	豊島 1 池袋 4
北区	王子 3 赤羽 1 滝野川 2
板橋区	板橋 4 志村 7
練馬区	練馬 4 光が丘 7 石神井 8
台東区	上野 0 浅草 0 日本堤 2
荒川区	荒川 1 尾久 1
足立区	千住 1 足立 13 西新井 7
墨田区	本所 0 向島 2
江東区	深川 7 城東 7
葛飾区	本田 4 金町 4
江戸川区	江戸川 10 葛西 6 小岩 4

地 域	施設数
受託地区計	168
立川市	立川 6
国立市	立川 2
武蔵野市	武蔵野 1
三鷹市	三鷹 5
府中市	府中 6
昭島市	昭島 7
調布市	調布 12
小金井市	小金井 2
小平市	小平 8
東村山市	東村山 0
国分寺市	国分寺 6
狛江市	狛江 1
東大和市	北多摩西部 5
武蔵村山市	北多摩西部 3
清瀬市	清瀬 1
東久留米市	東久留米 6
西東京市	西東京 2
八王子市	八王子 31
青梅市	青梅 10
町田市	町田 21
日野市	日野 9
福生市	福生 3
羽村市	福生 2
瑞穂町	瑞穂町 5
多摩市	多摩 6
あきる野市	あきる野市 7
日の出町	秋川 1
檜原村	檜原村 0
奥多摩町	奥多摩 0

地 域	施設数
島しょ地域計	1
大島町	大島町 0
利島村	利島村 0
新島村	新島村 0
神津島村	神津島村 0
三宅村	三宅村 0
御蔵島村	御蔵島村 0
八丈町	八丈町 1
青ヶ島村	青ヶ島村 0
小笠原村	小笠原村 0

合 計	368
-----	-----

7 地域別及び消防署別の危険物施設等における事故発生状況(令和6年中)

消防署	合計	事故種別			製造所	貯 蔵 所							施設区分別									
		火災	流出	その他		屋内	屋外	屋内	地下	簡易	移動	屋外	取扱所				仮貯蔵	無許可	運搬	少量危険物	指定可燃物	高圧ガス
													給油	販売	移送	一般取						
合計	181	43	33	105	0	0	0	1	10	0	4	0	106	0	0	23	1	1	2	20	11	2
特別区計	104	32	22	50	0	0	0	1	6	0	2	0	57	0	0	14	1	1	0	12	10	0
丸の内	1			1			1															
麹町	2	1	1												1					1		
神田	1	1																		1		
横濱	1		1				1															
日本橋	0																					
墨田	0																					
芝	1			1											1							
麻布	0																					
赤坂	0																					
豊島	1	1																			1	
品川	5	4	1													4				1		
大井	3	1	2												1						1	
荏原	0																					
大森	9	1		8											8							
田園調布	1			1											1							
浦田	4		3								1				2							
矢口	0																					
目黒	1			1											1							
世田谷	5	2		3													1		1			
玉川	1			1																		
成城	3			3																		
渋谷	5		2	3				3							2							
四谷	0																					
牛込	3		1	2				1							2							
新大塚	0																					
中野	0																					
野方	0																					
杉並	6	2	1	3											5						1	
荻窪	4	2		2											2						1	1
小石川	1		1												1							
本郷	1		1																			
豊島	0																					
池袋	0																					
正子	3			3																		
赤羽	0																					
滝野川	0																					
板橋	1			1											1							
志村	6	3	1	2				1													3	1
練馬	1			1											1							
光が丘	0																					
石神井	2		1	1							1				1							
上野	0																					
雑司が谷	0																					
日本橋	0																					
荒川	1	1																				1
尾久	1		1																			1
千住	1		1																			1
足立	7	4	1	2											4					1	1	1
西新井	5	3	1	1											2							1
本所	0																					
向島	2	2																				1
深川	2			2											2							1
城東	5	1	1	3											4							1
本郷	1	1																				1
金町	1	1													1							
江戸川	3	1	1	1											1							2
葛西	0																					
小岩	3			3											3							

消防署	合計	事故種別			製造所	貯 蔵 所							施設区分別									
		火災	流出	その他		屋内	屋外	屋内	地下	簡易	移動	屋外	取扱所				仮貯蔵	無許可	運搬	少量危険物	指定可燃物	高圧ガス
													給油	販売	移送	一般取						
足立地区	75	11	10	54	0	0	0	0	4	0	2	0	48	0	0	8	0	0	2	8	1	2
立川	8		2	6											8							
武蔵野	1		1																		1	
三鷹	1			1			1															
府中	1			1												1						
昭島	3		1	2							1				2							
調布	3	2		1											2							
小金井	0																					
小平	6		1	5				1							4						1	
狭村山	1			1																		
国分寺	4			4			1								1						2	
狛江	0																					
北多摩西部	5			5											5							
清瀬	0																					
東久留米	1			1											1							
西東京	1			1											1							
八王子	8		1	8											9							
青梅	1			1											1							
町田	8		2	6											4							2
日野	11	3	1	7																	1	
福生	8	5		3				1							2						2	1
多摩	0																					
川	2		1	1							1											1
奥多摩	1	1																				

消防本部等	合計	事故種別			製造所	貯 蔵 所							施設区分別									
		火災	流出	その他		屋内	屋外	屋内	地下	簡易	移動	屋外	取扱所				仮貯蔵	無許可	運搬	少量危険物	指定可燃物	高圧ガス
													給油	販売	移送							

## 8 過去発生した地震による危険物施設等の被害状況（令和7年3月末現在）

発生年月日	地震名	震度階 (マグニチュード)	製造所等の被害状況
S58.5.26	昭和58年(1983年) 日本海中部地震	5 (M 7.7)	屋外タンク貯蔵所71件(タンク火災1件、タンク本体漏油16件等)、屋内貯蔵所9件(容器の落下破損6件等)、地下タンク貯蔵所48件(地盤沈下、タンクの沈下、隆起等33件等)、給油取扱所89件(舗装の沈下・隆起、タンクの沈下50件、防火塀倒壊9件等)の被害があった。
S59.9.14	昭和59年(1984年) 長野県西部地震	6 (M 6.9)	屋内貯蔵所及び地下タンク貯蔵所が土石流により埋没した。この他屋内貯蔵所19件、地下タンク貯蔵所10件、屋外タンク貯蔵所9件、給油取扱所2件等について破損等の被害があった。
H5.1.15	平成5年(1993年) 釧路沖地震	6 (M 7.8)	特別防災区域内で屋外タンク貯蔵所の沈下2件、座屈1件等29件の被害があり、この他、港湾内アスファルトタンクの亀裂による流出1件、給油取扱所35件(販売室の破損等26件、計量機等の破損25件、防火塀亀裂13件)の被害があった。
H5.7.12	平成5年(1993年) 北海道南西沖地震	5 (M 7.8)	屋内タンク貯蔵所(800kL)が土砂崩れにより破損し、防油堤内に流出、また、漁港の屋外タンク貯蔵所(200kL)が津波により変形、製油所の屋外タンク貯蔵所3基がスロッシング(液面揺動)により漏油があった。
H6.10.4	平成6年(1994年) 北海道東方沖地震	6 (M 8.1)	給油取扱所36件(防火塀の破損が18件、販売室のガラス破損3件等)、屋外タンク貯蔵所19件(不等沈下4件、犬走りの亀裂等15件)の被害があり、根室市では、家庭用の灯油ホームタンク(490L)の転倒260件があり、うち68件が漏えいした。
H6.12.28	平成6年(1994年) 三陸はるか沖地震	6 (M 7.5)	屋外タンク貯蔵所34件(雨水進入防止措置剥離12件、犬走り亀裂5件、不等沈下4件、固定ボルト破損3件等)、屋内貯蔵所4件(容器が転倒落下し、危険物が漏えい)、一般取扱所6件(壁の破損2件、犬走り亀裂2件等)の被害があった。 このほか事業所の敷地内に小規模な液状化現象が見られた。
H7.1.17	平成7年(1995年) 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7 (M 7.3)	給油取扱所347件(防火塀の倒壊・傾斜、キャノピーの転倒・落下、計量機の転倒、地盤面の亀裂・沈下、配管の損傷等)、屋外タンク貯蔵所343件(基礎の地盤の亀裂・陥没等、スロッシングによる危険物の漏えい、タンクの傾斜・座屈、破損による危険物の漏えい、防油堤の亀裂等)、一般取扱所207件(傾斜・変形、地盤面の陥没・亀裂、煉瓦造りの建築物の崩壊)、屋内貯蔵所162件(煉瓦造りの建築物の崩壊、収納容器の落下による破損・漏えい)、地下タンク貯蔵所98件(埋設・地上配管の破損・変形、上部スラブ周囲の陥没等)等の被害があったが、製造所等から発生した火災や大量の危険物が施設外に流出した事例はなかった。

発生年月日	地震名	震度階 (マグニチュード)	製造所等の被害状況
H12.10.6	平成12年(2000年) 鳥取県西部地震	6強 (M 7.3)	移送取扱所1件(配管破損) 屋内貯蔵所4件(容器の落下) 給油取扱所5件(地盤沈下、配管破損等) 屋外タンク貯蔵所1件(配管破損) 地下タンク貯蔵所(配管破損)の被害があったが、いずれも火災・漏えい事故には至らなかった。
H15.7.26	平成15年(2003年) 宮城県北部地震	6強 (M 6.4)	給油取扱所の防火塀の破損・倒壊や屋外タンク貯蔵所において防油堤の亀裂等の被害が発生した。また、ホームタンクの転倒が多数発生した。
H15.9.26	平成15年(2003年) 十勝沖地震	6弱 (M 8.0)	屋内貯蔵所1件、屋外タンク貯蔵所50件(火災、タンク浮き屋根上への滞油、タンク浮き屋根の破損及びタンク屋根板・側板の変形) 地下タンク貯蔵所3件(タンク本体の浮上等) 給油取扱所10件(防火塀の亀裂・破損等)の被害があった。地震発生時のスロッシングに起因する浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の火災(リング火災及び全面火災の計2件)が起こり、大規模タンク火災となった。
H16.10.23	平成16年(2004年) 新潟県中越地震	7 (M 6.8)	製造所1件、給油取扱所51件(防火塀倒壊39件、漏えい1件等) 一般取扱所10件、地下タンク貯蔵所28件(漏えい3件等) 屋内タンク貯蔵所6件の被害があり、火災の発生はなく、漏えいは5件発生した。
H19.3.25	平成19年(2007年) 能登半島地震	6強 (M 6.9)	地下タンク貯蔵所25件(地下貯蔵タンクの破損6件、タンク室周囲の陥没5件等) 給油取扱所13件(防火塀の亀裂6件等) 一般取扱所8件(配管の破損3件等) 屋外タンク貯蔵所6件(防油堤の亀裂5件等) 計52件の被害があった。
H19.7.16	平成19年(2007年) 新潟県中越沖地震	6強 (M 6.8)	屋外タンク貯蔵所8件(流出3件、破損5件) 給油取扱所42件(流出2件、破損40件) 移送取扱所1件(流出) 一般取扱所8件(流出1件、破損7件) 屋外貯蔵所1件(破損) 屋内貯蔵所3件(破損) 地下タンク貯蔵所15件(破損) 計78件の被害があった。
H20.6.14	平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震	6強 (M 7.2)	屋内タンク貯蔵所1件(流出)の被害があった。
H20.7.24	平成20年(2008年) 岩手県沿岸北部を震源とする地震	6強 (M 6.8)	地下タンク貯蔵所1件(流出) 給油取扱所1件(外壁等破損) 移送取扱所1件(架台沈下) 一般取扱所1件(火災) 計4件の被害があった。
H21.8.11	平成21年(2009年) 駿河湾を震源とする地震	6弱 (M 6.5)	屋外タンク貯蔵所3件(流出1件、地盤の亀裂2件) 製造所1件(消火配管の破損) 給油取扱所1件(防火塀の亀裂) 計5件の被害があった。

発生年月日	地震名	震度階 (マグニチュード)	製造所等の被害状況
H23. 3 .11	平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖 地震(東日本大震 災)	7 (M 9.0)	一般取扱所 18 件(火災 5 件、流出 13 件)、屋外 タンク貯蔵所 27 件(流出)、屋内貯蔵所 18 件(流 出)、地下タンク貯蔵所 14 件(流出)、給油取扱所 4 件、移送取扱所 3 件の被害があった他、地震の揺 れにより発生した破損 1,235 件、主に地盤沈下や地 震の液状化により建築物や設備等が沈下や隆起若し くは傾斜する等の被害があった。このほか、津波に よる被害として、火災 36 件、流出 106 件、破損 1,347 件、その他 332 件の被害が発生した。
H28. 4 .14	平成 28 年 4 月 14 日 以降に発生した一 連の熊本県熊本地 方を震源とする地 震(平成 28 年熊本 地震)	7 (M 6.5) 熊本県益城町  7 (M 7.3) 熊本県益城町、 西原村	製造所 4 件(破損 4 件)、屋内貯蔵所 2 件(破損 2 件)、屋外タンク貯蔵所 23 件(流出 5 件、破損 13 件、その他 5 件)、地下タンク貯蔵所 13 件(流 出 1 件、破損 12 件)、屋外貯蔵所 1 件(破損 1 件)、給油取扱所 79 件(流出 1 件、破損 78 件)移 送取扱所 1 件(破損 1 件)、一般取扱所 18 件(流出 1 件、破損 16 件、その他 1 件)計 141 件の被害が あった。 破損が 127 施設(90%)と最も多く、次いで流出 が 8 施設(5.7%)その他が 6 施設(4.3%)となっ ており、火災は発生していない。 被害状況の調査は、本震において震度 5 強以上 の震度を観測した地域を管轄する消防本部を対象と した。

9 過去発生した風水害による危険物施設等の主な事故事例（令和7年3月末現在）

発生時期等	地域	事故事例
平成30年7月豪雨	岡山県総社市	<p>河川氾濫の影響で、アルミ缶等を炉で溶融し、成形する施設において、爆発事故が発生したもの。アルミニウム溶融炉内に大量の水が浸入したため、炉内の溶融アルミニウムと水が接触し水蒸気爆発が発生したと推定されている。</p> <p>人的被害で負傷者12名、物的被害で全焼5棟、部分焼2棟、ぼや5棟、車両4台に被害が出た。</p>
平成30年9月 台風21号	兵庫県神戸市	<p>マグネシウムを積載した20ftコンテナ5基が焼損する火災が発生したもの。高潮によりコンテナが流出し、他のコンテナと接触して外装が損傷したことによりマグネシウムと海水が接触したことが、火災発生要因の一つとして考えられる。</p>
令和元年8月の 前線に伴う大雨	佐賀県大町町	<p>河川氾濫の影響で、鉄工所から大量の焼き入れ油等が流出した。水田約26ヘクタール、民家約100棟に被害が及んだ。</p>

10 危険物規制に係る法令改正経過と主な事故等（令和7年3月末現在）

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
S34.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物の規制に関する実施規定を市町村条例から法律及び命令に規定し、危険物規制事務は全国一律とした。</li> </ul>	
S35.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>少量危険物、準危険物、特殊可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準を市町村条例で定めることとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟地震による原油貯蔵屋外タンク炎上火災 (S39.6.16 新潟県新潟市)</li> </ul>
S40.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮貯蔵、仮取扱いの承認</li> <li>危険物の種類、数量の変更届出</li> <li>危険物の貯蔵取扱基準遵守命令、命令違反に対する使用停止命令</li> <li>危険物取扱主任者の業務の明確化</li> <li>危険物施設保安員の制度</li> <li>予防規程の作成、認可等</li> <li>自衛消防組織の設置</li> <li>立入検査等の対象範囲の拡大等（製造所等の他に指定数量以上の危険物を貯蔵し取り扱っていると認められる場所の追加、収去できる物として、危険物の疑いのある物の追加）</li> <li>無許可貯蔵の危険物に対する措置命令</li> <li>消防庁長官の応援のための措置要求（組織法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>硝化綿の自然発火による倉庫爆発火災 (S39.7.14 東京都品川区勝島倉庫)</li> <li>ノルマルヘキサンの引火による米油製造所火災 (S43.3.11 東京都江戸川区)</li> </ul>
S46.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮使用の承認・危険物取扱主任者制度を、危険物取扱者、危険物保安監督者制度に改正</li> <li>丙種危険物取扱者追加</li> <li>保安講習の受講</li> <li>移動タンク貯蔵所による危険物の移送における危険物取扱者の乗車、移送の基準</li> <li>走行中の移動タンク貯蔵所の停止命令等</li> <li>特殊引火物、第4石油類の指定等、品名の整理統合</li> <li>公安委員会への通報</li> <li>緊急時の使用停止命令</li> <li>事故発生時の応急措置及び通報</li> <li>予防規程に定める事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重油タンクからの油流出による特殊浴場火災 (S44.3.29 東京都新宿区)</li> <li>屋外タンクからの重油流出事故（S49.12.18 岡山県水島製油所）</li> </ul>
S50.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート等災害防止法の制定</li> <li>製造所等の許可について、危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれのないことが、判断基準として追加</li> <li>保安統括管理者の選任</li> <li>定期点検の実施</li> <li>事故発生時の応急措置実施命令</li> </ul>	
S51.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物保安技術協会の設立</li> <li>完成検査前検査</li> <li>屋外タンク貯蔵所の保安検査</li> <li>特定屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤、タンク本体の基準強化（危政令）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給油中のガソリンに引火した給油取扱所火災 (S55.7.2 東京都港区)</li> </ul>
S58.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物取扱者試験、消防設備士試験事務に係る指定試験機関制度の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次臨時行政調査会答申</li> <li>行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（S58.12）</li> </ul>

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
S61.4	・移動タンク貯蔵所に係る基準遵守命令及び応急措置命令権限の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行中のローリー横転による炎上火災 (S60.5.6 東京都目黒区柿の木坂)</li> <li>・火力発電所屋外タンク爆発炎上火災 (S62.5.26 東京都品川区)</li> <li>・第二次臨時行政調査会最終答申</li> <li>・製造所で過酸化ベンゾイルの小分け作業中に発生した爆発火災 (H2.5.26 東京都板橋区)</li> <li>・製油所熱交換器の爆発火災 (H4.10.16 千葉県袖ヶ浦市)</li> <li>・北海道南西沖地震(M7.8)で崖崩れによる屋外タンクの損傷事故 (H5.7.12 北海道奥尻島)</li> <li>・製油所発電タービン爆発事故(H6.2.25 神奈川県川崎市)</li> <li>・阪神淡路大震災(M7.3)で危険物施設からの漏えい事故多数(H7.1.17 兵庫県・大阪府等)</li> <li>・走行中のローリー横転による炎上火災 (H8.7.17 首都高速4号線)</li> <li>・走行中のローリー横転による炎上火災 (H8.8.2 東名高速大津IC)</li> <li>・東レ・ダウコーニング・シリコン工場(製造所)火災 死者1名・傷者1名(H9.11.11 千葉県市原市)</li> <li>・海難事故で沈没したタンカーからの重油流出事故(H9.1.2 島根 - 秋田日本海沿岸)</li> <li>・走行中のローリーが大型ダンプと接触炎上した火災 (H10.9.21 山梨県南巨摩郡)</li> </ul>
S63.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の範囲等の見直し</li> <li>・許可の取消し</li> <li>・乙種危険物取扱者受験資格から実務経験の要件を削除</li> <li>・危険物保安統括管理者、危険物保安監督者の解任命令</li> <li>・危険物保安監督者の選任要件に6か月の実務経験を追加</li> </ul>	
H1.3	・手数料変更(危政令)	
H2.4	・給油取扱所内における移動タンク等への詰替容量緩和(危政令)	
H3.3	・SS二重殻タンクの基準(危政令)	
H5.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SF二重殻タンクの基準(危政令)</li> <li>・油中ポンプの基準</li> <li>・給油取扱所のロング給油ホースの基準(危政令)</li> </ul>	
H6.3 .6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動タンク貯蔵所容量制限緩和(危政令)</li> <li>・メタノール給油取扱所の基準(危政令)</li> <li>・甲種危険物取扱者の受験資格の認定制度廃止(法)</li> </ul>	
H7.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成検査前検査の規制範囲変更(危政令)</li> <li>・FF二重殻タンクの基準(危政令)</li> <li>・CNG充填設備を併設する給油取扱所の基準整備(危政令)</li> </ul>	
H9.2	・給油取扱所で用いるガラス要件の緩和(危政令)	

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
H10. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の基準（危政令）</li> <li>・圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の基準（危政令）</li> <li>・20号タンクの容量に係る基準（危政令）</li> <li>・配管に用いる材質に係る基準（危政令）</li> <li>・特定屋外タンクの緊急遮断弁の基準（危政令）</li> <li>・特例を定める一般取扱所の種類拡大（危政令）</li> <li>・S I単位に係る基準（危政令）</li> <li>・危険物以外の物品を同時貯蔵する場合の基準緩和（危政令）</li> <li>・申請書等の様式の改正（危政令）</li> <li>・防油堤への伸縮目地（止液板）の設置</li> </ul>	
H11. 1 . 3 . 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準特定屋外タンク貯蔵所の耐震基準（危政令）</li> <li>・危険物の運搬等に関する基準（危政令）</li> <li>・変更許可と仮使用承認の同時申請に関する事項（危政令）</li> <li>・地方分権推進に伴う法令整備による改正（危政令）</li> </ul>	
H12. 3 . 5 . 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定屋外タンクの内部点検周期に関する事項（危政令）</li> <li>・地下埋設タンク、地下埋設配管、移動貯蔵タンクの漏れの点検に関する事項（危政令）</li> <li>・大型ゴム製容器等、運搬容器に関する事項（危政令）</li> <li>・危険物取扱者免状に関する事項（危政令）</li> <li>・建基法改正に伴い、防火設備等の用語を変更（法、危政令）</li> <li>・省庁再編に伴い、法令中の省庁名等を変更（法、危政令）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療品等製造工場のヒドロキシルアミン再蒸留工程爆発火災（H12. 6 .10 群馬県尾島町）</li> <li>・鳥取県西部地震（M7.3）（H12.10. 6 鳥取県、島根県等）</li> </ul>
H13. 7 . 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の範囲に関する事項 ヒドロキシルアミン等の追加（別表第五類の項） 引火点の高いものの危険物からの除外（別表第四類の項）</li> <li>・高引火点の範囲に関する事項（危政令）</li> <li>・専用タンクの容量制限に関する事項（危政令）</li> <li>・指定可燃物の範囲に関する事項（危政令）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸予地震（M6.7）（H13. 3 .24 広島県、愛媛県等）</li> </ul>
H14. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所に関する事項（危政令）</li> <li>・機械で荷役する構造を有する容器の積み重ね高さに関する事項（危政令）</li> </ul>	
H15.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期に関する事項（危政令）</li> <li>・移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項（危政令）</li> <li>・移動タンク貯蔵所による危険物の移送の基準に関する事項（危政令）</li> <li>・地下貯蔵タンク等及び地下埋設配管に係る定期点検に関する事項（危規則、危告示）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ固形化燃料（RDF）貯蔵槽火災 死者2名（消防職員） 傷者5名（H15. 8 .14 三重県多度町）</li> <li>・宮城県北部地震（M6.4）（H15.8.26 宮城県）</li> <li>・エクソンモービル(有)名古屋油槽所の屋外タンク工事中火災 死者6名、傷者1名（H15.8.29 愛知県名古屋市）</li> </ul>

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
H15.12		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)ブリヂストン栃木工場火災 (H15.9.8 栃木県黒磯市)</li> <li>・平成15年(2003年)十勝沖地震(M8.0)(H15.9.26 北海道)</li> <li>・出光興産(株)北海道製油所火災(H15.9.28 北海道苫小牧市)</li> </ul>
H16.6 .7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵、取り扱う場所の位置及び構造等の技術上の基準の条例委任(法)</li> <li>・指定可燃物に再生資源燃料を追加(危政令)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県中越地震(M6.8) 死者48名、負傷者4,808名 (H16.10.23 新潟県)</li> <li>・マツダ(株)宇品第一工場火災 (H16.12.15 広島県広島市)</li> </ul>
H17.1 .2 .3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浮き屋根の耐震機能確保に関する事項(危規則)</li> <li>・予防規程に定めなければならない事項(危規則)</li> <li>・設置及び変更の許可申請書の添付書類(危規則)</li> <li>・地下タンク貯蔵所の技術上の基準の性能規定化(危政令)</li> <li>・水素充てん設備設置給油取扱所の基準(危政令)</li> <li>・地下貯蔵タンク及びタンク室の構造等の技術基準(危規則)</li> <li>・圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の特例基準(危規則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州石油(株)大分製油所の特定屋外タンク浮き屋根沈降事故(H17.2.19 大分県大分市)</li> <li>・太陽石油(株)開放点検中の原油タンク火災 (H18.1.17 愛媛県今治市)</li> </ul>
H18.3 .10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給油取扱所の定義に関する事項(危政令)</li> <li>・給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項(危政令)</li> <li>・船舶に直接給油するための移動タンク貯蔵所に関する事項(危政令)</li> <li>・保安物件の変更(危規則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスモ石油(株)千葉製油所の水素製造装置爆発火災 (H18.4.16 千葉県市原市)</li> <li>・東亜石油(株)京浜製油所の減圧残渣油タンク火災 (H18.5.21 神奈川県川崎市)</li> <li>・中国自動車道 西宮 ICにおけるローリー横転による流出ガソリン炎上火災 (H18.7.7 兵庫県西宮市)</li> <li>・金剛化学(株)の遠心分離機爆発火災 (H18.12.11 富山県富山市)</li> <li>・信越化学工業(株)直江津工場のメチルセルロース製造中の爆発火災 (H19.3.20 新潟県上越市)</li> </ul>
H19.3 .10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬の技術上の基準に関する事項(危規則)</li> <li>・貯蔵の技術上の基準に関する事項(危規則)</li> <li>・二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻に係る定期点検に関する事項(危告示)</li> <li>・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の安全対策に係る事項(危規則)</li> <li>・甲種危険物取扱者試験の受験資格に係る事項(危規則)</li> <li>・運搬容器の基準に係る事項(危告示)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手・宮城内陸地震(M6.8) (H19.7.16 岩手・宮城県)</li> <li>・柏崎刈羽原子力発電所変圧器火災 (H19.7.16 新潟県柏崎市)</li> <li>・三菱化学(株)鹿島事業所エチレンプラント火災 (H19.12.21 茨城県神栖市)</li> </ul>

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
H20. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物流出等の事故原因調査（法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関東高压化学(株)横浜工場の高圧反応釜圧縮作業中の爆発火災（H20. 4. 7 神奈川県横浜市）</li> <li>走行中のローリー横転火災（H20. 8. 3 板橋区首都高速5号池袋線）</li> <li>日興化成(株)本社のシンナー精製中の火災（H20. 9. 5 埼玉県さいたま市）</li> </ul>
H21. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物の貯蔵及び取扱いを中止している特定屋外タンク貯蔵所等についての新基準適合延長に関する事項（危政令、危規則）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(株)日本海水小名浜工場の蒸留タンク爆発火災（H21. 1. 5 福島県いわき市）</li> <li>三和油化工業(株)の廃油タンク火災(H21.10.26 愛知県刈谷市)</li> </ul>
H22. 2 . 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物の類別の変更に関する事項（危政令）</li> <li>地下貯蔵タンクの流出事故防止対策に関する事項（危規則、危告示）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本カーリット(株)横浜工場の高圧反応釜作業中の爆発火災（H22. 1. 7 神奈川県横浜市）</li> </ul>
H23. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物に新規物質の追加（危政令）</li> <li>浮き屋根付特定屋外タンク貯蔵所に関する事項（危政令、危規則）</li> <li>エタノール等を取り扱う給油取扱所に関する事項（危政令、危規則）</li> <li>消火設備に関する事項（危政令、危規則）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東ソー(株)南陽事業所の製造施設爆発火災（H23.11.13 山口県周南市）</li> </ul>
H24. 3 . 5 . 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>エタノール等を取り扱う給油取扱所に関する事項（危規則）</li> <li>一般取扱所の特例、給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項、予防規程に定めなければならない事項の追加（危政令）</li> <li>給油取扱所に設置することができる圧縮水素スタンドに関する事項の変更（危規則）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三井化学(株)岩国工場のレゾルシン製造施設爆発火災（H24. 4. 22 山口県和木町）</li> <li>(株)日本触媒姫路製造所のアクリル酸廃液タンクの爆発火災(H24. 9. 29 兵庫県姫路市)</li> <li>沖縄ターミナル株式会社の屋外タンク貯蔵所からの原油流出事故（H24.11.7 沖縄県うるま市）</li> </ul>
H25. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防活動阻害物質に新規物質の追加（危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福知山市花火大会で露店で使用中の発電機にガソリンを給油しようとして出火し多数の死傷者が発生した火災 死者3人、傷者59人（H25. 8. 15 京都府福知山市）</li> <li>エパークリーン(株)廃油精製施設の爆発火災 死者2人、傷者9人（H25.11.25 千葉県野田市）</li> </ul>

年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
H27. 6 . 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準に関する事項（危規則）</li> <li>・ 用語の整理等に関する事項（危規則）</li> <li>・ 施工期日に関する事項（危規則）</li> <li>・ 消防活動阻害物質に新規物質の追加（危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三菱マテリアル(株)四日市工場爆発火災 死者5人、傷者13人 (H26. 1. 9 三重県四日市市)</li> </ul>
H28. 3 . 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則第40条の3の7に関する事項（危規則）</li> <li>・ ボンディングを行うための導線に関する事項（危規則）</li> <li>・ 消防活動阻害物質に新規物質の追加（危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JXエネルギー(株)根岸製油所火災 (H28. 6. 24 神奈川県横浜市)</li> <li>・ 東燃ゼネラル石油(株)和歌山工場火災 (H29. 1. 22 和歌山県有田市)</li> <li>・ 三和油化工業(株)爆発火災 (H29. 3. 17 茨城県稲敷市)</li> </ul>
H29. 1 . 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圧縮天然ガススタンドのガス充填設備及びガス配管の給油空地への設置等に関する事項（危規則）</li> <li>・ 消防活動阻害物質から物質の除外（危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロテインケミカル(株)福井工場爆発火災 死者1人、傷者11人 (H30. 7. 2 福井県三方上中郡)</li> <li>・ 新日鐵住金(株)室蘭製鐵所火災 (H30. 9. 6 北海道室蘭市)</li> </ul>
H30. 4 . 8 . 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危規則第11条に介護医療院が追加（危規則）</li> <li>・ 石油コンビナート等特別防災区域に新たに東京国際空港地区が指定（危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示）</li> <li>・ 甲種危険物取扱者試験の受験資格に関する事項（危規則）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (株)京都アニメーション放火火災 (R1. 7. 18 京都府京都市)</li> </ul>
R1. 8 . 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する事項（危規則）</li> <li>・ 水素スタンドを併設する給油取扱所の技術基準の見直しに関する事項（危規則）</li> <li>・ 地下貯蔵タンク等の定期点検期間の弾力化に関する事項（危規則）</li> <li>・ ガソリンの詰替え販売における本人確認等に関する事項（危規則）</li> <li>・ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油作業の監視等に関する事項（危規則）</li> <li>・ 給油取扱所における物品の販売等に関する事項（危規則）</li> </ul>	
R3. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内給油取扱所の基準に関する事項（危規則）</li> <li>・ 仮貯蔵または仮取扱の承認に必要な申請書及び危険物保安監督者の選任の届出に必要な実務経歴証明書に関する事項（危規則）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市北区ビル火災 (R3. 12. 17 大阪府大阪市)</li> </ul>



年月	危険物規制に係る法令の主な改正内容	主な事故等
R6.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準について（危規則）</li> <li>・指定講習機関の運営等に関する事項について（危規則）</li> <li>・製造所等の定期点検の周期の合理化について（危規則）</li> <li>・消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に関する事項（危規則）</li> </ul>	
.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令）</li> <li>・危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令において、4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2・2・2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤を、新たに消防活動阻害物質に加えること。（危政令）</li> </ul>	
.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の制定に伴う事項（危規則）</li> <li>・避雷設備に関する事項（危規則）</li> </ul>	
.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（第4条の20第2項第3号イ及びハ並びに石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示第68条の7第2項第2号の2イ及びハについて、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令別表の号番号の整理に伴う規定の整理を行う。（危告示）</li> </ul>	

11 危険物規制事務に係る依命通達・通知等（令和6年度中）

発信月日	文書番号等	概要
R6.4.18	6 予危第 8 号 予防部長依命通達	令和6年度危険物安全週間の実施について（依命通達）
		都民に対する身近な危険物の安全な取扱いに関する知識の普及啓発を行うとともに、各事業所における自主保安体制の確立を推進することにより、危険物の保安に対する意識の醸成及び高揚を図ることを各消防署に通知した。
R6.4.19	6 予危第 3 3 号 予防部長通知	車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用の改正について（通知）
		従前、適用対象となる車載用リチウムイオン蓄電池については鋼板製の筐体で覆われているものに限定されていたが、関係団体による実験結果等を踏まえ、その対象が拡大されたことを各消防署に通知した。
R6.5.1	6 予危第 4 9 号 危険物課長通知	屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合の運用について（通知）
		消防庁から、屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合の運用に関する通知が発出されたことから、当庁における運用を各消防署に通知した。
R6.7.11	6 予危第 1 5 7 号 6 予危第 3 3 1 号 予防部長通知 警防部長通知	花火大会開催時における対応要領について（通知）
		煙火の打上げに関する届出等の指導、花火大会開催時の現地調査等における着眼項目及び消防特別警戒時における留意事項を各消防署に通知した。
R6.8.27	6 予危第 2 9 2 号 予防部長通知	リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用の改正について（通知）
		消防庁通知によりリチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について（平成23年12月27日付け消防危第303号消防庁危険物保安室長通知）が全部改正されたことを受けて、当庁における運用を各消防署に通知した。
R6.9.2	6 予危第 3 3 4 号 予防部長通知	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型AIシステムの導入に向けた実証実験の実施について（通知）
		消防庁から、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型AIシステムの導入に向けた実証実験の実施について（令和6年3月29日消防危第75号消防庁危険物保安室長通知。）が示されました。当該通知について、当庁での運用を各消防署に通知した。

発信月日	文書番号等	概要
R6.9.3	6予危第329号 予防部長通知	危険物の規制に関する規則等の一部改正について（通知）
		危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第78号）及び危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第13号）が公布され、これに伴い危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について（令和6年7月31日消防危第203号消防庁次長通知）が示されたので各消防署に通知した。
R6.9.3	6予危第330号 危険物課長通知	製造所等の定期点検の運用について（通知）
		消防庁から、危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う製造所等の定期点検の運用について（令和6年7月31日消防危第223号消防庁危険物保安室長通知。）が示されたことから、当該通知について、当庁においての運用を各消防署に通知した。
R6.10.3	6予危第392号 危険物課長通知	リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用の改正について及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用についての一部訂正について（通知）
		上記通知内の「UL（米国保険業者安全試験所）9540A又は1973に適合するもの」を「UL（米国保険業者安全試験所）1973又は9540に適合するもの」へ訂正した旨を各消防署に通知した。
R6.10.11	6予危第388号 予防部長通知	危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う危険物の流出を防止する措置の運用について（通知）
		危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う危険物の流出を防止する措置の運用について（令和6年5月31日消防危第170号消防庁危険物保安室長通知。）が別添えのとおり示された。改正の概要については、危険物の規制に関する規則の一部改正について（令和6年6月19日6予危第135号予防部長通知）により示したが、改正後の運用について各消防署へ通知した。
R6.10.16	6予危第416号 予防部長通知	キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用の改正について（通知）
		消防庁から、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」の一部改正について（令和6年9月17日消防危第273号消防庁危険物保安室長通知）が示されたことを踏まえ、少量危険物等の運用基準の一部を改正し、運用することを各消防署へ通知した。

発信月日	文書番号等	概要
R6.10.18	6 予危第 4 4 4 号 危険物課長通知	危険物規制事務に関する執務資料の送付について（通知）
		消防庁から、危険物規制事務に関する執務資料の送付について（令和 6 年 9 月 2 4 日消防危第 2 7 9 号消防庁危険物保安室長通知。）が示されたことから、当該通知について、当庁での運用を各消防署へ通知した。
R6.11.29	6 予危第 5 4 5 号 危険物課長通知	ガソリンの容器詰替え時等における本人確認等の再徹底等の依頼について（通知）
		特定一階段等防火対象物における一斉立入検査等の実施について（令和 6 年 1 1 月 2 9 日 6 予査第 8 1 7 号予防部長通知）6、に示したとおり、東京都石油業協同組合、東京塗料商業協同組合、日本チェーンストア協会及び一般社団法人日本 D I Y ・ホームセンター協会に対して、ガソリンの容器詰替え時等における本人確認等の再徹底等について依頼したので、情報提供として各消防署へ通知した。
R6.12.12	6 予危第 5 7 5 号 危険物課長通知	危険物規制事務に関する執務資料の送付について（通知）
		消防庁から、危険物規制事務に関する執務資料の送付について（令和 6 年 1 2 月 9 日消防危第 3 4 5 号消防庁危険物保安室長通知。）が示されたことから、当該通知について、当庁での運用を各消防署へ通知した。
R6.12.23	6 予危第 5 5 1 号 予防部長通知	危険物の規制に関する規則等の一部改正について（通知）
		危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（令和 6 年 総務省令第 1 0 3 号）が公布され、これに伴い危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の公布について（令和 6 年 1 1 月 2 9 日消防危第 3 2 1 号消防庁次長通知）が示されたことを各消防署へ通知した。
R6.12.27	6 予危第 5 9 6 号 予防部長通知	鋼板製の外箱内に発電設備等のサービスタンクを設ける一般取扱所に係る運用について（通知）
		鋼板製の外箱内に発電設備等のサービスタンクを設ける一般取扱所の運用について各消防署へ通知した。
R7.1.8	6 予危第 5 9 1 号 危険物課長通知	実務資料（危険物行政の現況（令和 5 年度））の掲示について（通知）
		令和 5 年中の危険物行政の現況を取りまとめたため、各消防署に通知した。

発信月日	文書番号等	概要
R7.2.18	6 予危第 7 2 1 号 予 防 部 長 通 知	リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の運用について（通知）
		消防庁から、リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について（令和 6 年 1 2 月 1 1 日消防危第 3 5 1 号消防庁危険物保安室長通知。）示されたため、各消防署へ通知した。
R7.2.18	6 予危第 7 2 2 号 予 防 部 長 通 知	耐火性収納箱を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業を行う一般取扱所に係る運用について（通知）
		消防庁から、耐火性収納箱を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業に係る運用について（令和 6 年 1 2 月 1 1 日消防危第 3 5 2 号消防庁危険物保安室長通知。）が示されたことから、当庁での運用を各消防署へ通知した。
R7.2.26	6 予危第 7 1 1 号 予 防 部 長 通 知	危険物関係施設の審査基準の一部改訂並びにホームページ及び実務資料の更新について（通知）
		危険物要綱第 8 4、1 に基づく危険物関係施設の審査基準の一部改訂するとともに、当庁ホームページ及び実務資料ライブラリーに掲示している内容を更新したことを各消防署へ通知した。

---

# 危険物行政の現況

(令和6年度)

編集

令和7年12月

東京消防庁予防部危険物課

東京都千代田区大手町一丁目3番5号

電話 03(3212)2111(代表)

---